

21世紀の経営事項審査にむけて



全国建設関係行政書士協議会

平成13年11月

目 次

はじめに	1
1. 大手版経審、中小版経審について	3
(1) 資本金	3
(2) 完成工事高	4
(3) 「大手」の定義	4
(4) 「大手」「中小」との審査の相違点	5
(5) 「大手」「中小」の共通事項	7
①W 社会性	7
②Y 経営状況	10
2. 専門工事版経審について	12
(1) 職員数	12
(2) 技術の評価	12
(3) 完成工事高	14
(4) ステップアップ指標との関連性	14
3. 評価項目の部分活用	16
(1) 完成工事高（施工力）	16
(2) 技術職員数（施工技術力）	15
(3) 経営状況（経営内容）	17
(4) 評価項目部分活用の課題	17
4. 経審に関するアンケート結果報告	19
5. 審査のIT化	21
(1) 申請手続き	21
(2) 個別の課題	23
6. 発注者の努力	25
7. 経審の未来像	28
おわりに	32
＜資料関係＞	
別表1	33
別表2-1	34
別表2-2	35
別表3	36
別表4	36
アンケート集計結果	37



はじめに

公共工事を受注する企業は、建設業許可を取得しているという前提のもとに、工事实績高とその内容（X1指標）、財務基盤の優劣（Y指標）や技術者の多寡（Z指標）等を総合的に審査し、施工能力を客観的に評価する経営事項審査（以下経審という）を受審しなければなりません。

経審は、公共工事の発注者である国や地方自治体等の実施する競争入札制度における入札企業選択判断材料として幅広く利用され、入札参加資格審査において重要な役割を果たしています。具体的には、発注者が受注企業を選択する場合、客観的な事項（経営規模、経営内容、技術力等）について、どの発注者が行っても同じ基準となるようにし、審査項目の基準について、全国一律の基準で運用することによって、発注者の恣意的な判断を可能な限り排除して、受注企業評価の公平性を保つ機能が持たされています。

公共工事の各発注者はこの経審結果を基にして各々の入札参加資格審査で、この客観的基準に施工工事の成績や技術的難易度が高い工事实績等の主観的事項を点数化し、これを経審点数に加算して受注企業の等級区分（Aランク～Dランク等）に格付けし、発注業務に利用しています。

当協議会が平成10年3月に第三次提言を行った後、いくつかの大きな制度改革がなされました。同年7月の改正では当協議会が提言していた年間完成工事高のウェイトを下げ、経営状況分析のウェイトを引き上げました。また9月には経営事項審査結果の公表を開始し、平成11年7月の改正では経営状況分析の指標を改めることにより、企業の経営状態を経審に一層的確に反映させるようにしました。

これらの改正は、経審の内容をQuantity（量）からQuality（質）重視にはっきり移行した表れであり、国土交通省の建設業界に対する政策である「技術と経営に優れた企業が伸びる環境の整備」と一致しています。その結果、経審はただ単なる企業の施工能力を見るものでなく、企業のあらゆるデータを集めたデータベースになりつつあると言えます。

一方、引き続いたこれらの改正は各方面にも反響を呼ぶとともに建設業者に大きな衝撃を与えました。特に経審結果の公表についてはペーパーカンパニー等虚偽申請の実態が浮き彫りになり、国土交通省においても経審制度の信頼確保と不良不適格業者の排除徹底のため、消費税納税証明書等の活用、完成工事高と技術職員数値の相関分析活用という経営事項審査時におけるチェック強化を実施するに至っています。

バブル崩壊後の日本経済は従来の制度疲労に陥ったかのように予想を超える大不況へと突入し、1997、98年と大手ゼネコンの倒産、金融機関の経営破綻が相次いだ結果、

深刻な金融不安が拡大しました。その後の様々な景気回復対策も建設業には効を奏さず低迷する景況の中、公共事業削減という結末に建設業「冬の時代」が延々と続くこととなった訳です。その間、IT革命によるCALS/ECシステムの導入、各省庁、自治体の電子化、更にはPFI、ISO等長引く不況に苦しむ建設業に追い打ちをかけるように周辺を取り巻く経営環境が大きく変化しております。

しかし、国民の意識も変革を求めている中、建設業者は従来の護送船団方式から脱却する「改革のチャンス」が到来したと受け止めるべきではないかと考えます。決算期という一時点を判断する今の経審システムに異議を唱える経審無用論も出る時代ではありますが、公共機関における業者の「格付」において経審が大きなウェイトを占めている実態をも充分考慮しなければなりません。

今回の第四次提言は、私達行政書士が常に建設業者の裏方として、又、行政との架け橋として経審と長年向き合ってきた中で考えることを、今までの歴史を十分に尊重した上で「21世紀の経審」はこうあるべきというものを提言書にまとめてみました。

IT化に関わる部分、経審の未来像につきましてはこうあって欲しいという願いを込めた創造となる箇所もありますが、改革すべき、しなければならない、せざるを得ない、せざるにいられない等理由、理屈は様々なれど「改革のチャンス」到来と考えて提言した当協議会の熱い意図を御理解いただければ幸いです。

<第4次経審提言チーム>

チームリーダー：小川静子（福島県）

メンバー：大野月也司（千葉県）・前田芳秀（静岡県）・小高正和（神奈川県）

中西豊（東京都）・田中秀人（東京都）・平田矩久（鳥取県）・北岸正彦（石川県）

鈴木恵美子（福井県）・松岡博志（京都府）・遠田和夫（佐賀県）

1. 大手版経審、中小版経審について

この問題には地域建設業や中小建設業から長年の悲願として強い要望のある地域別や業種別に分けた評価制度「地域版経審」を抜きにはできませんが、地域貢献度を経審という客観評価で見るのか、又は発注者による主観評価に組み入れた方が良いのか、議論が分かれているところではあります。例えば地域別評価を導入した場合、県単位など地域ごとに評価内容が異なることになれば、主観的になってしまい客観的審査である経審制度の意味が無くなってしまうことになります。

入札資格の等級付けは、大手は大手なりの工事を、中小は中小なりの工事を受注することが大前提であります。大手、中小区分の経審により貸ポートのような零細な建設業者からエンタープライズのような巨大企業まで同じ土俵で戦っている混戦状況を改善して大手も中小もそれぞれ身の丈に合った工事を受注することになれば、地域業者からの「地域版経審」を要望する根本の問題は解決できるのではないかと考えます。

大手、中小の区分けをどこで行うか、何をもって区分けするのが議論の分かれるところですが、今回は資本金と完成工事高をその区分けする材料としてみました。大手といわれる上場ゼネコンと都市部、地方の状況を分析したものを参考に考えてみました。

(1) 資本金

国土交通省の資料（別表1 P 3 3 参照）によりますと全国の建設業許可業者5 8 5, 9 5 9社のうち資本金が1億円以上の建設業者は約1. 1%にあたる6, 4 4 6社で、このうち上場している建設業者が約0. 0 2%にあたる1 5 0社です。但し、このデータは上場会社の業種分類から出したもので、他業種がメインで売上げの一部が建設業という会社もあるため実数字には多少の誤差があることを御了承願います。

「大手」という言葉を辞書で調べると【その城の正面】なるほど江戸城の大手門があります【敵の主力部隊と正面衝突する部隊】これも領けるものがあります。

【同業の中で、大規模な会社】これが一番合っていますが要するに「大会社」だということになります。「大手」の反対語に「搦め手」と言う言葉があります。

大手が【その城の正面】に対して「搦め手」は【城の裏門】また【そこを攻める軍勢】とあります。直接中小と結びつく言葉こそありませんが「大会社」であるゼネコンが城の正面のような目立つ大規模な仕事をする一方、「中小企業」は裏門のような一目立たないけど非常に重要な仕事をすると言う意味では合致すると思われれます。

平成1 1年1 2月に改正された「中小企業基本法」によると建設業では資本金3億円以下が中小企業という定義であり、この定義を超える会社が大会社と位置付けられています。又、商法における大会社とは資本金5億円以上を指しており、先の上場建設業者

をみてもそのすべてが資本金5億円以上であります。また、都市部、地方の状況をみてもトップクラスに位置し「大手」と評価されている会社は資本金5億円以上となっております。

これらを考慮し、資本金の区分けとしては商法上の大会社である5億円以上が理に適うのではないかと考えます。

(2) 完成工事高

建設業者の施工能力と過去の実績を判断する重要な事項であります、「大手」「中小」との格差を如実に物語るのがこの数字であります。

工事業種毎に上場ゼネコンと都市部、地方の建設業者の完成工事高を対比すると(別表2-1、2-2 P 34~35参照)明確にその違いが浮き彫りになります。上場150社の約半数以上が50億円以上に属しています。又、都市部、地方でも50億円を超える建設業者は各地域における地方ゼネコンであることから完成工事高による区分けとしては50億円と提案いたします。

<別表2-1、2-2の解説>

土木、建築、電気、管工事の完成工事高一覧表が新聞で公表されているものを基にネット上で公開されている各会社の経審結果通知書から調査(平成13年8月)しました。表左側の数字が各工事業種毎の完成工事高(単位:億円)に該当する企業数、右側が表示した工事業種を主業務としている企業数で上場ゼネコン、都市部、地方都市の順に記載しました。上場ゼネコンと都市部、地方の較差が明確になっています。

(3) 「大手」の定義

以下の要件のいずれかに当てはまる場合には「大手」とする

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①資本金5億円以上であること。②主とする業種の完成工事高50億円以上であること。 |
|---|

この定義は様々な異論があることを前提にあくまでも一つの方法論として提案したいと思えます。資本金5億円以上、完成工事高50億円以上のいずれかとした理由としては、主とする業種の完成工事高50億円以上の企業のうち、都市部で平均58.5%、地方で38.7%が資本金5億円以下となっていることからいずれかの採用としました。

又、前述の「中小企業基本法」によると職員数は300人以下が「中小」としてありますが、一式工事業に比較して専門工事業は職員数が多い(別表3 P 36参照)等、業種によって差があり職員数は区分けの材料には含めないこととしました。

(4) 「大手」「中小」との審査の相違点

「大手」が受注した現場を「中小」が施工するという図式は今後もなかなか変わらないと思いますが、経審を「大手版」「中小版」と分けた場合、審査のどこに相違点を作るかが重要な問題となります。審査項目、審査基準等が考えられますが、審査項目を分けることはより審査を複雑化することとなり、必ずしも分けるべき項目も見あたらないことから今回の提言では審査基準をもって相違点と考えてみます。

審査項目としては大手と中小に区別するのはX 1 工事種類別完成工事高、Z 技術力の2つと考えました。

[1] 審査基準を別にする

X 1 工事種類別完成工事高

「大手版」は現在の手法でよいと考えますが、「中小」の場合、1億円から30億円までの会社が多く、特に1億円から10億円までのレベルが多い状況であります。

例えば、2.5億円から次のレベル3億円の差額0.5億円を増加させること、3億円から次のレベル4億円の差額1億円を、同じく6億円を8億円に2億円増加するのは「中小」にとっては現実としてたいへんなものがあります。

<改善案>

- ① 「中小版」ではこの金額の区分を細かくし、更に評点も「大手版」とは別なものを作成する。又、専門工事は部分的なものを受注することから一式工事とは受注金額に格差が大きいので区分けをすべきと考えます。

Z 技術力

新たな技術資格が増加する中、慎重な選別は必要であります。建設業界には旧労働省関係の資格取得者が多いことを考慮して、該当技術資格を拡大することを前提とした上で「大手版」においては現在の手法で良いと考えます。

「中小版」においては現在の評価に完成工事高との関連付けを加え、例えば3億円の完成工事高で1級が3人いる場合と10億円の完成工事高で1級が3人の場合との評価が別になるような手法（例：完成工事高3億円で1級3人の場合は従来の点数を基準とした場合、10億円で3人なら点数×〔基準工事完成工事高（3億円）÷申請会社完成工事高（10億円）〕とする）を考え、完成工事高に見合った技術者がいることを評価するシステムにしたいものです。尚、監理資格である「技術者」と技能資格である「技能者」の評価につきましては次の専門工事版経審で詳しく述べたいと思います。

又、数値についても例えば電気工事業者で1級電気施工管理技士が10名、2級電気施工管理技士が3名、第1種電気工事士が2名、第2種電気工事士が5名の場合、これ

で数値65となり評点は1,090点となります。

この会社が今後、技術者のレベルアップを図りワンランク上の数値85、評点1,152を目標とした場合、数値を20増やすにはあと4名が1級電気施工管理技士をとるか、10名が2級電気施工管理技士又は第1種電気工事士をとらなければなりません。

たとえ2～3人が努力しても報われないということになります。技術者の場合、仕事の合間を縫って講習会に行き、現場で疲れた体にムチ打って夜遅くまで勉強するというたいへんな努力をしている訳ですが、技術力向上のため努力をしてもその部分が評価され難いという悔しさが常にあります。

建設業界には自社の技術レベルアップ、技術者本人の意識高揚のため様々な資格を持っている技術者が少なくありません。10本の指で数えきれない程資格を持っていても、それを評価できない現在のシステムは今後の建設業界全体の資質向上において好ましくなく、改善すべきと考えます。

又、一度技術資格を取得した後に、研修を受けるシステムの無いものが多く、技術技能の工法が新しい技術開発により日々激しく変化している状況を考慮すれば、研修制度の設置と受講したことの評価を対象とすることも必要かと思われます。

<改善案>

- ①新たな技術資格を増加した上で大手は従来通りの評価方法
- ②「中小版」は完成工事高に見合った技術者がいることを評価する
- ③「中小版」は評点の刻みを細かくし、努力の結果が報われるようにする
- ④研修制度を充実し、受講したことの評価を対象とする

(5) 共通事項（大手、中小）

①W 社会性

社会性については第三次提言でも詳細に提言しておりますが、今回は経審についてのアンケート（P 37～51 参照）から浮かび上がった問題点を中心に取り上げました。

尚、アンケート全体の説明はP 19の「経審に関するアンケート結果報告」を御覧ください。

(1) 賃金不払い件数

賃金不払い件数については経審の際に口答確認のみで全く無意味な項目となっております。このまま残すのであれば、労働基準監督署から「賃金不払いについての相談は無い」というような証明を提示させるか、賃金台帳や総勘定元帳をチェックし、賃金遅滞の結果、不払いと同じ状況になっていないかを確認する必要があると考えられます。

しかし、総勘定元帳等をチェックすることは不払い状況が確認される反面、審査業務に過度の負担が生ずる恐れがあります。

不況が深刻になったこの1～2年賃金遅滞、不払いは増加しているのが現実であります。確認する的確な方法が確立できなければ審査項目から外すのも一つの方法と考えられます。「大手」と「中小」双方とも改善すべき項目であります。

<改善案>

- ①労働基準監督署の証明、総勘定元帳のチェック
- ②確認方法が確立できなければ審査項目から外す
- ③労働行政と建設行政とのITオンラインによる情報照会（P 24 参照）の早期実施

(2) 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度は建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては建設業の振興と発展に役立てることをその目的としています。

過去に日雇い労働者が多い時代に作られた制度ですが、現在では日雇労働者を使用しない企業が増加しており、自社の退職金規程を設けている企業も多くなったことから制度と雇用状況に乖離が生じています。

しかし、経審の点数アップを意図して「加入・履行証明書」をもらうため、或いは公共工事を受注した際には一定率を強制的に購入しなければならないため、やむを得ず加入し、証紙を購入している現実があります。

更に、証明書を発行する基準が地域によってバラバラで統一されていないことにも大きな問題があります。加入している場合でも、元請が購入したはずの証紙が適正に下請

に交付されない等、手帳をもっている下請の労働者が保護されていない場合があります。

又、社員が退職した場合に最終勤務先の建設会社から給付される結果となり、手帳を渡しても従業員サイドで退職金という実感がないことから、会社として退職時に給付できるシステムの退職金制度に加入している場合が多くなっています。

これらの実態から証明を取得する際に手帳、証紙の受け払い簿のチェックをする等指導を強化しておりますが、中小企業退職金共済制度に加入していれば建設業退職金共済制度加入と同等に判断する市町村もあり混乱が生じているのが実態です。

<改善案>

- ①加点項目ではなく他の退職金制度も含め、全く退職金制度が無い場合減点とする
- ②実態を調査、分析した上で、時間の経過、状況の変化を考慮し制度の内容自体をもう一度見直すことを提案します

(3) 工事安全成績

労災については自主申告になっており、事故の大小を問わず労災隠しが少なくないと思われま。現在の審査方法では正直者が馬鹿をみるような結果となっております。

第二次、三次提言書でも訴え続けている労働基準監督署からの「無事故又は事故証明書」により解決できると思ひます。

しかし、当協議会で調査したところ自費治療等雇用者負担で補償した場合は労働基準法違反行為とならないことから「労働安全衛生法」に基づく「労働者死傷病報告」を提出しないケースが多いのが現実のよう。従って、労災の現状全てを把握できていない行政側では当該証明を出し難いという状況もあり、簡単には解決できないかと思われま。

又、減点されることから労災隠しが助長され、そのしわ寄せは下請け業者に及ぶ結果となっている実態もあり、この評価方法でよいのか疑問を感ずるものであります。

そこで、「労働安全衛生法」に基づく「労働者死傷病報告」の写し等で確認する他、労災隠しの事実が判明した場合には大きく減点評価すること、経審とは別に公共工事の受注停止等の罰則を強化する必要があると思ひます。

又、労災は防止することが重要でありますので労働基準監督署で実施する安全教育の「受講証明書」で加点評価を加えることを第三次提言に引き続き提案いたします。

<改善案>

- ①「労働安全衛生法」に基づく「労働者死傷病報告」の写し等で確認する
- ②労災隠しの事実が判明した場合には大きく減点する
- ③安全教育の「受講証明書」で加点評価を加える
- ④労働行政と建設行政とのITオンラインによる情報照会（P24参照）の早期実施

そ の 他

その他の共通事項については改善の必要性の高いものを挙げてみました。

(1) 地域寄与評価

「中小」特に地方においては災害時の緊急復旧活動や雪害時の除雪等に即対応し、協力することが求められているとともにその中にはボランティアである部分が多いことも現実であります。

例えば、台風接近と言う場合に土木、電気、設備等ライフラインを守らなければならない業者は、いつでも出動できるような要請が行政から出ます。職員を動員して待機し、実際に被害が生じれば即対応するということを長年当然のこととして行っています。

それではこの場合に業者の費用はどうなるのか？当然災害復旧工事費として支払われることとなりますが、その内訳としては実際に稼働した部分は支払われるのですが、待機の部分は計算に入らないのが現状です。

災害を予測して24時間体制で待機した場合、職員の手当等は建設業者の負担になっているのです。こういった努力は表面的にも表れにくく、地域住民もこういう建設業者が陰から住民を守っているという行動は知りません。又、こういった場には、ゼネコンの姿は見えません。

技術面から言うと、災害のような場合には地域の気候風土を知り尽くした地域の業者でなければできないという現実もあります。自分達の住む地域を地域の業者が守るのは当然と言えば当然かもしれませんが、金銭面のことではなく、せめてそういう地道な努力を評価して欲しいというのが地域業者の切なる願いなのです。

これらの活動は本来なら各自治体の「主観点」で評価されるべきものであり、発注者サイドの工夫が求められるところではありますが、主観点数の評価基準、数式等を公開していない自治体が多く、公開性に反している現況からすると主観点評価には問題が多いと考えられます。

また、地方自治体では雇用人数や保有設備の状況なども加点対象にしているところもありますが、独自の判断ができず経審評点のみで判断するところも多く、見えない部分での努力は評価されにくいのが実態であります。

「中小版」においてはこのような部分を社会性に加え、一定の基準を定めた上で行政の証明書をもって評価する方法を提案いたします。

これにより「地域版経審」の意図することの大半は解決できるのではないのでしょうか。

<改善案>

①「中小版」では地域寄与の一定の基準を定めた上で行政の証明書をもって評価する

②Y 経営状況

(1) 平成11年の改正

この改正では12指標のうち10指標が改められ、生産性の項目が削除される等大きな改正でした。キャッシュフロー経営を重視した内容で人間で言えば血圧測定、レントゲンという外部からの診断を内視鏡やCTスキャンのような内部をより精密に見る方法に変え、更に国際会計基準、グローバルスタンダードに合致する方法にした改正でした。

これにより小手先の対応は効き目が無くなり計画的な改善をしないと評点アップできないようになりました。改正後様々な批判もありますが、その根底にあるのは従来の秩序が変化することに対する困惑も大きいのかと思われます。

護送船団方式で守られていた暖かい環境にあった建設業者に対して、もう時代が変わった。「公正、公平、透明な入札制度、経営と技術に優れた建設業者が求められており、待ちの経営でなく攻めの経営に転ずるための一つのきっかけが今回の改正なのだよ」という建設省（現国土交通省）からのメッセージと受け止めるべきです。

(2) 新指標について

<収益性>

X1売上高営業利益率、X2総資本経常利益率、X3キャッシュフロー対売上高比率については、従来の経常利益のみを評価するのではなく営業、経常、当期利益すべてが対象となりました。従って、企業経営について営業利益を出すことが如何に大切か、原価管理がどれだけ重要かということ強く認識させるきっかけとなり、非常に好結果をもたらす意義深いものでありました。

<流動性>

従来の評価と逆転しており戸惑う企業が多かった指標です。又、決算期が3月で公共工事率が高い企業では完成工事未収入金が多いことから短期借入金も多くなっているため流動比率が非常に悪くなってしまうことが多い。

入金の確実性が高く、良質な債権を不良債権と同一視することに疑問を感じる企業が多かった。そのため決算期を工事金額が入金される5月～6月に変更する企業が多く見られました。

各指標そのものはキャッシュフローの重要性を認識させ非常によいものでありましたが、結果的には決算期を変更することにより簡単に好転するという対応ができてしまい効果度はやや低めでありました。又、特定建設業許可要件の流動性は従来のスタンスのままであることからキャッシュフローを重視して努力するあまり要件から外れた流動比率になってしまい慌てた企業もあり、許可要件の流動比率を見直す必要性を感じました。

<安定性>

従来生産性で高得点だった企業が倒産するなど、必ずしも企業の経営実態を反映していなかった生産性を全面削除して、新たな3指標が作られました。

自己資本比率、有利子負債月商倍率等で資金の蓄積度合い、資金の余裕を分析するものになっています。Y評点の中で最もウェイトが高く(37.2%)、X8有利子負債月商倍率は12指標の中で17.0%と一番ウェイトの高い指標です。

不要資産、遊休資産を売却し、有利子負債を減少させ従来の借金経営体質から転換すること、自己資本の重要性を強く認識させる等効果が非常に大きかった。

ただ、後述するように有形固定資産の評価に疑問が残るものになっています。

<健全性>

X10~12まで全て分母に固定資産を用いており、自己資本、他人資本のバランス、固定資産と自己資本のバランスを分析する内容となっています。

固定資産が多くても自己資本でまかなわれていれば数値はよいのですが、アメリカのように株式投資をする環境が整備されていない日本の経営は、資金調達の大半が借入金となっております。経営者はその借入れをする際の担保力を保つためにも固定資産を取得するのが常識でありました。

更に土地をもっていれば将来必ず高く売れるという根強い土地神話があったため利益が出れば土地を購入するという方程式のようなものがありました。又、建設機械、重機については建設機械がないと入札できないという要件があること(一部地域ではこの要件は廃止されています)、自社で保有していないと素早い対応ができないという理由等からこれも利益が出れば機械を購入するという同じ方程式がありました。

企業の多くは遊休資産を問題視するのは理解できるが多くの有形固定資産が前述の理由により借入金で求めており、しかも金融機関からは融資を推奨されて借入した現実があります。これらの理由から苦勞して、努力を重ねて今の状況までしたものを固定資産が多いと評点が下がるということはどういうことなのかと大きな疑問が残っています。

資金調達方法の大半が借入という従来の意識を変えるべき必要も充分ありますが、株式上場の要件が厳しく投資環境の整備がされていない我が国の現況では大いに再検討する余地があると言えます。尚、健全性の改善案については第5次提言で触れたいと考えています。

<改善案>

- ①流動性の売掛債権に公共工事売掛金のような優良債権がある場合には対象外とし、同金額の短期借入金も対象外とする

2. 専門工事版経審について

専門工事業者は、従来主に総合的な一式工事を受注するゼネコンの下請業者として、より専門的に高付加価値の技術、品質を提供する立場にありました。その後、工事発注の分離が進み、元請部分が増加していますが、一部の企業を除き規模的にも「中小」が多い状況であります。

完成工事高についても専門という性質上総合的な一式工事とは業務のシステム上も異なる為、同じ基準で評価するのは公平性を欠くのではないかと考えられます。

(1) 職員数

職員数については一式工事を中心とする会社と専門工事を中心とする会社、中でも電気工事、電気通信工事の分野では完成工事高が同規模の企業で約2倍程度の差があります。(別表3 P 36 参照)

そこで、専門工事版では「大手」「中小」と分ける部分は同じですが、X2の自己資本・職員数評点の計算方法をアレンジすることにより公平性は確保できると考えます。

<改善案>

- ①自己資本・職員数評点の計算方法に補正率を掛けることで公平性を保つ。補正率は財団法人建設情報管理センターのデータを集計して分析した内容を参考にして決める

(2) 技術の評価

専門工事業者は様々な資格が増加しており、業務上はその資格がなければ現場にも入れない程重要な資格が現在の経審では全く評価されていないものもあります。

専門工事においては技術革新が進むと同時に新しい資格が生まれている現実があり、専門工事業者も資格取得に向け鋭意努力すると共に資本投下していることも事実であります。職員数が多いという状況の裏にはこれらの隠れた技術力、資格者が相当数あるという現実があるのです。

業界からの要望も高まっている中、該当資格の拡大を早急にしなければならない時期にあると考えます。拡大の必要性の高いものとして「電気通信工事」と「機械器具設置工事」の2つは早急に解決すべきと考えます。いずれも技術士、指定学科卒業、実務経験という道はあるのですが技術士の数が少ない上で残り2つの道という現状では該当者がごく限定されてしまいます。

特に「電気通信工事」については各分野において急速なIT化が進む中、以上の理由から許可を取れずに苦慮している業者が多数いることは明らかでありますので、IT関

連の技術者を該当する技術者に加える等早急な改善が必要であります。

「機械器具設置工事」は国土交通省の入札参加工種に機械設備工事とあり、一部の地方自治体でも同じく入札参加工種になっています。又、原価計算管理の主要工種別にも列挙される非常に重要なものなので至急対応が必要であります。

<改善案>

- ①「電気通信工事」と「機械器具設置工事」に技能士資格を設置する

例：「電気通信工事」－電気通信主任技術者

電気通信主任技術者は、総務省（元郵政省）管轄の資格で電気通信ネットワークの工事、維持、運用の監督責任者

<技術者>と<技能者>の分離

現在の経審では監理資格である「技術者」が高く評価され、技能資格の「技能者」が低く評価されるシステムになっているが、例えば電気工事の場合1級電気施工管理技士は1級と評価され配点は5点となります。一方第1種電気工事士は2級となり配点は2点となります。一人の技術者が双方の資格を持っていた場合高い方の管理技士資格で経審を受けることになり、現場で一番重要な電気を通す技術部門資格の電気工事士の資格は評価されないこととなります。

監理を重視し、現場の技術を低く評価する現在のシステムはひいては職員の給与、工事の質にまで影響を及ぼすこととなります。経審の点数を重視する経営者は監理資格者を大切に、受注獲得に走った結果、下請けに丸投げ同様にするという現実を作っています。給与の面でも点数の高い資格を優遇するため、大切な技能資格を軽視する風潮が生まれてしまっています。

今回は、「技術者」と「技能者」を分離して評価するシステムに改善することを提言します。又、経審とは直接的な問題ではないがコリンズ登録の対象が現在の工事金額2,500万円以上から250万円以上に改正されるという情報があります。

これは不良不適格業者の排除を大前提に法律の規制を強める反面、不況により人件費削減をせざるを得ない現実との格差が開くことにならないでしょうか。

技術者に流動性を認める等、業法の改正までを含む抜本的な解決方法を考慮しないと行き詰まる企業が多いのではないかと心配されます。

<改善案>

- ①「技術者」である建設業法による施工管理技士と「技能者」である職業訓練開発促進法による技能検定の技能士、電気工事士法による電気工事士等を分離して評価するシステムに改善する
- ②技術者の流動性を確認できるシステムを構築する

(3) 完成工事高

専門工事においては別表2-1、2-2（P34～35参照）でもわかるとおり一式工事とは大きな格差があります。

総合的な一式工事と業務のシステム上も異なることから別の評価基準を作るべきと考えます。又、後述するステップアップ指標のような完成工事高別の評点をつけるような方式も考慮すべきかと考えます。

<改善案>

- ①ステップアップ指標を参考に新たな評価基準を作る

(4) 専門工事業者企業力指標（ステップアップ指標）との関連性

ステップアップ指標は専門工事業者が自社の施工力、経営力等の企業力を客観的に把握し、自らの経営改善、営業活動、経営計画等の指標として活用することにより、自らの企業力の向上（ステップアップ）を図ることを目的として平成10年10月に建設省（現国土交通省）の設置した検討委員会に取りまとめられたものです。

<指標の内容>

施工力・経営力・財務力の3つの視点から専門工事業者の企業力を客観的に把握することとしており、それぞれの評価項目を設定した上で、総合力を評価するようになっています。

<特徴>

完成工事高にかかわらず、規模に見合った企業力を有する企業が適切に評価される完成工事高別の評価手法となっていること、各企業の努力の結果が目に見える形で指標に反映される等が大きな特徴です。

<職種>

労務主体のく体、型枠大工、鉄筋、左官、塗装の5職種が対象となっています。

<評点>

評価項目については、評価企業の実数値と同業種同規模企業推定平均と比較できるようになっており、それぞれ評点がつきます。各評点は50点を平均とし、概ね20点～80点となっています。又、経審と同じく客観的数値データで構成されています。

ステップアップ指標は、施工力（42.0%）が一番ウェイトが高く、続いて財務力（34.6%）、経営力（23.4%）となっています。

施工力では技術者数、技能資格保有数、最大請負金額の順でウェイトが高く、財務力では収益性、固定比率、流動比率の順、経営力では営業年数が28.2%の高い配分率となっていることから、熟練された質の高い技術力を評価するシステムとなっています。

これらのことからステップアップ指標は元請が専門工事業者のレベルアップを自助努力することを促すことをもって工事の質を高めること並びに指標の点数をもって熟練された高い技術を持つ下請業者の選定基準として活用することが目的であったと思われます。

内容をシミュレーションしてみると非常に優れたものでありますが、一般にあまり活用されていなかったことにたいへん疑問を感じました。何故普及しなかったか？業界からの反発が強かったという意見もありますが、対象の職種が少なかったことと、更にこの指標があくまでも自助努力であり、経審のような強制力がなかったことも大きな原因かと推測されます。

我々行政書士は依頼者の指導にはとてもよいものと高い評価をしていますので活用されていない現実を非常に残念だと思います。

専門工事版経審への活用

①職員数～③完成工事高まで提案をいたしました。技術者、技能者の分離もなされており、対象職種を増加する等ステップアップ指標を改善して専門工事版経審とし、受審も義務付けとすることにより経営改善、営業活動等の指標として活用できるのではないかと思います。尚、ステップアップ指標についての詳細な提言は別な機会に行うことにいたします。

3. 評価項目の部分活用

【1】主な評価項目の部分活用

(1) 完成工事高 (X1)

完成工事高評価は経審の中で最もウェイトが高い項目である。一般入札参加条件に類似工事実績の有無を問われることは一般的であるが、時として一定額以上の完成工事高を有することを条件とする場合が散見される。過去にどの位の工事量をこなしてきたかは判断材料にはなるが、これをもってしてなんらかの評価部分活用することはあまり意味のないことです。しかし、総合評点の高さのみを見て、予定価格5億円の工事発注に際して、完成工事高が3億円程度の業者に発注するのは常識的に違和感があります。

完成工事高はこの評価項目を、客観的な評価項目から外して部分活用することで、発注者の指名業者選定時の主観的な評価項目として活用することも充分あり得ると考えられます。また、例えば技術的難易度が低い工事発注に際して、新規参入者に門戸を開くようなかたちでの部分評価活用も考えられます。

更に、現在土木一式工事業でのプレストレストコンクリート工事、とび・土工工事業での法面処理工事、鋼構造物工事業での鋼橋上部工事などの内訳表示等を他の建設工事にも大幅に取り入れれば発注工事と受注実績のミスマッチを防ぐ等の活用方法の可能性ががあります。

(2) 技術職員数 (Z)

技術職員数評価はウェイト比率が20%で、経営状況評価(Y)のウェイト比率20%とあわせると40%になり、完成工事高のウェイト比率35%を上回ります。

工事の施工品質の良し悪しと責任体勢の充実度を評価する重要な項目であります。発注者の中には、経審の総合評点に技術者数を加味して「格付け」実施しているものがあります。また、一般入札参加条件には必ず技術者要件があり、技術職員数評点の高低よりも、人数による評価が重要なことは言うまでもありません。例えば、地方自治体発注者が指名業者を選定する時に、選定予定業者が中央官庁・公団や他の地方自治体の工事受注状況(コリンス規定未満の手持ち工事)を予測して、技術者数の過不足状況を判断する材料としての技術者数を重要視しています。

また、技術難易度の高い工事では、個々の技術者の実務経験が非常に重要になってきます。現在の技術職員数評価は「数」と「資格」だけで評価していることを考えると、判断材料としての部分活用はできますが、部分評価としての活用は、前記の完成工事高と同様にあまり意味のないものであります。

(3) 経営状況 (Y)

経営状況評価はウェイト比率が20%であります。そして、その評価内容については平成11年7月改正で経営指標(12指標)そのものを全面改正しました。

主な改正内容としては、不良資産の有無を指標へ反映させるため有利子負債や受取勘定の有高に関する指標等の導入、企業評価が従来の単体決算中心から連結決算へ移行することを踏まえた連結決算への対応、会計基準の国際化に即した税効果会計への対応、営業利益、経常利益、キャッシュ・フロー等の多面的な企業収益の把握するための指標に採り入れたことであります。

昨今のゼネコン等の大型倒産による公共事業執行の停滞は、社会的な影響が大きいものがあります。事前にこのような事態を防ぐために一部の発注者ではすでに経営状況評価の部分的活用を開始しています。

主なものとして、新潟県長岡市(大島2号雨水幹線バイパス管渠築造工事公募条件で、2社構成JVの親企業はY評点が500点以上とした)、東海旅客鉄道【JR東海】(西名古屋港線建設工事公募条件で、JV代表者にY評点400点以上とした)があります。

いずれも、工事執行に際して企業の財務体質の健全性に重きを置き、その判断基準を客観的指標である経審のY評点に求めたものであります。

また、国土交通省においても入札参加資格でJVスポンサーとなる企業に経審の経営状況評価を活用することが検討され、またY評点の低い企業に対して、企業の信用力を考慮した履行保証割合と前払保証料率の引き上げの実施等を考えています。

財務力は企業評価の大きなウェイトを占めることは間違いなく、経審の財務評価である経営状況評価の部分活用は今後いろいろな試行錯誤を経て当分の間は活発になっていくと思われれます。

【2】評価項目部分活用の課題

経審は、公共工事において適正な工事施工確保のため、建設業者が公共工事を請け負うに足る工事实績、技術者数、財務基盤等を満たしているかを客観的に判断しようとするものであり、あくまでも工事施工能力を総合的に判断する基準であります。

しかし、現在の経審は線形式と言われ、例えば国語、算数、理科、社会とか身長+体重+視力と言われるように全く概念の違うものを足し算して最終的な点数が決まっている状況ですから、時には背の高い業者が役に立ったり、視力の良い業者が必要だったりする訳です。

また一方では、各評価項目を部分的に取り上げ判断することは慎重を期すべきという考えもありますが、時代の変化や要請に応える必要もあるではないか、そしてその必要性を感じた時には変わらなければいけないという考えに至ります。

これからは、建設産業に限らず日本の企業全てが、連結決算重視、退職給付会計、金融商品時価評価、そして減損会計の導入などの「会計ビッグバン」を迎えることになります。

このような現況を察するに経営状況評価項目の部分活用は致し方の無い事かもしれません。しかし、経審評価項目の部分活用を是とすると、その運用次第では発注者の恣意的な企業選定手段に用いられ、公平性を重要課題とする入札制度において危惧があります。

今後の経済動向や周辺環境を十分に考慮しつつ部分活用を検討すると共に総合評価システムとしての経審の位置付けと役割を再認識し、公共事業を請け負う企業としての最善の評価基準であるよう、時代の変化に対応しながら変革すべきでないかと考えます。

4. 経審に関するアンケート結果報告

経審提言にあたり、純粋に経審制度をよくするための調査という趣旨のもとに、経審の審査窓口での確認方法について40項目のアンケート調査を行いました。

その結果、47都道府県から82名の回答を得、集計の結果を取りまとめました。

(内容は資料P37～51参照)

(1) 完成工事高

完成工事高、内訳を含む工事種別完成工事高の確認は国土交通省における虚偽申請のための様々なチェック強化も効を奏し、審査窓口での確認方法に大きなばらつきは見られませんが、例えば確定申告書に粉飾があり完成工事高が水増しされていた場合で消費税も水増ししたもので申告していれば、審査の段階で発見できないことも予測されます。

一部の県では裏付け資料として契約書、注文書又は請求書等を提示するところもありますが、経審の信頼性を高めるためには契約書、注文書、工事台帳等をチェックする必要があります。

28業種の工事種別完成工事高の確認は、工事経歴書で確認していることが大半ですが、やはりこれも同じく契約書、注文書、工事台帳等をチェックする必要があります。業種区分については、申請者の認識不足と審査担当官の解釈により異なる場合が多いので、工事種別完成工事高の確認には限界が感じられます。

(2) 建設業従事職員数

経審における職員とは決算日現在における建設業に従事する常勤の職員数が審査対象となり、ここで言う常勤とは「雇用期間を特に限定せず常時雇用されている者」を指していますが、職員の「常勤性」の審査基準は窓口によって大きな違いがあるため、職員数に差が出るものと思われます。

「常勤性」を確認する方法は社会保険、雇用保険等の加入のような公的資料をもって確認する審査機関と、賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿等いわゆる私的資料で確認する審査方法があり、その結果技術者の数にまで影響が及び公平性において大きな問題があります。中には同一県内においても統一されていないという現状があり、地域内での不公平が発生してしまい審査方法統一が最も望まれる項目のひとつであります。

また、職員の「水増し」防止としては給与金額のチェックをしている比率は低いですが、虚偽申請防止の点からみれば最低賃金等を基準としたチェックは必要と思われます。

(3) 技術職員数

技術職員の資格保有状況および実務経験については、ほぼ統一されていますが、在籍確認においては地域によって様々な方法がとられております。しかし、職員数の確認と同じく確認方法にバラツキがあり「技術力」の評点において影響を及ぼすものなので早急な審査方法の統一化が必要と思われます。

(4) 社会性等

雇用保険に関しては大半が公的証明で確認しているが、加入者数と職員数と対比までの確認をしていない地域が多い。公共工事を受注する会社のコンプライアンス経営の点を考慮すれば加入者率のチェックが必要であり、職員の「水増し」防止にもなると考えられます。

建退共の加入証明発行の証紙購入額、証明発行基準においては大きな違いが見られましたが、これは建退共の制度が建設業界の実態と合わなくなっていることの表れでもあるかと思えます。退職一時金、企業年金、法定外労災の加入については確認方法に大きな相違はないが、職員数と加入者数の対比等、本来なら加入内容の質までを問うべきところであるが、相当な較差があります。

又、新しい保険商品について解釈の遅れがあり、審査で混乱する事例が増加しているのが実態で、新たな基準作りが望まれます。更に、業務災害による死亡者及び負傷者数の確認、賃金不払件数の確認については、自己申告とされており、書面等による確認はほとんどなく、現状のままでは全く無意味な項目となっており、共通事項の社会性で述べた改善案が必要と思えます。

(5) まとめ

技術職員、建設業経理事務士を含めた建設業従事職員の常勤性の確認及び労働福祉の状況における加入条件が統一されておらず、非常に曖昧になっており、地域によって不利、又は有利に審査されていると言わざるを得ません。

又、賃金不払い件数、工事の安全成績については自己申告の確認方法がとられており、審査とは言えない項目が含まれています。これら審査基準の疑問が多い社会性の中で、特に自主申告や曖昧な審査基準からバラツキの多い部分が労働福祉状況で30点、工事安全成績で30点と60点を占めています。

今後、地方分権が進む中、審査の格差の開きは増すのではないかと懸念されます。客観点である経審に地域格差があるということはグローバル化の進む中、入札の公平性にひずみを起こすことになってしまいます。

全国同一性を重んずる経審の性質上、出先機関や審査担当官によって確認方法の異なる現状を是正するため、早急に全国統一の審査マニュアルの制定が必要と思われます。

5. 審査のIT化

政府は、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）等に基づき、行政の情報化を総合的・計画的に推進、このうち申請・届出のオンライン化等については特に積極的に取り組んできています。

具体的には、国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにするため、各省庁において、個別手続ごとのオンライン化実施時期等を明示したアクション・プランを策定しています。

現在のところ、国の行政機関が扱う手続11,123件のうち、平成14年度までに3,895件(35%)を、平成15年度までに10,868件(98%)をオンライン化することとしています(平成13年6月26日第5回IT戦略本部報告)。

経営事項審査を所管する国土交通省においては「国土交通省の所管事項に関する自治事務等に係る申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」(平成13年6月26日)を発表し、経営事項審査のオンライン化につき平成15年度試行運用・オンライン化実施となっています。

現在、国土交通省のホームページで、経営事項審査も含め所管の申請・届出等手続の案内情報を掲載をしていますが、将来的にはXMLを利用しての様式への直接記入を実施し、オンラインによる申請手続がホームページ上で可能となるよう望むものであります。経営事項審査受審業者の負担軽減、国土交通省ならびに都道府県の担当窓口での事務の簡素化・効率化のため、そして都道府県ごと差異のある定時書類の統一化、公平性を保つためにもオンライン化は一刻も早い導入が望まれます。

申請手続き

- ①国土交通省HPの該当ページ閲覧
↓
- ②情報記入
↓
- ③電子証明書をつけてオンライン申請
↓
- ④手数料納付
↓
- ⑤受付側として各省庁にオンライン照会
↓

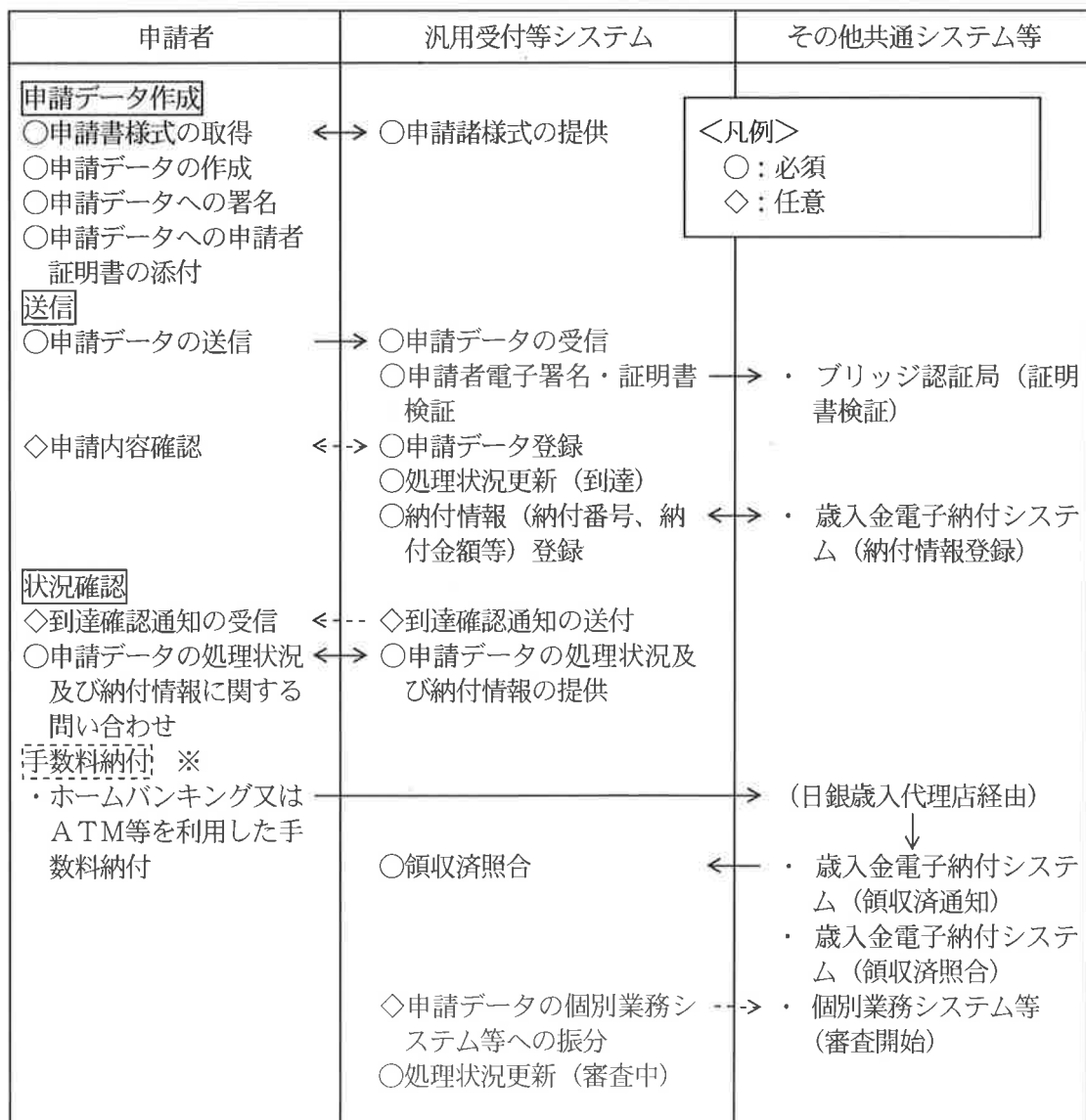
- ⑥書類定時の日時を、申請者に連絡（これをもって申請したデータの受理を確認）
- ↓
- ⑦担当窓口にて書類提示
- ↓
- ⑧申請手続き完了

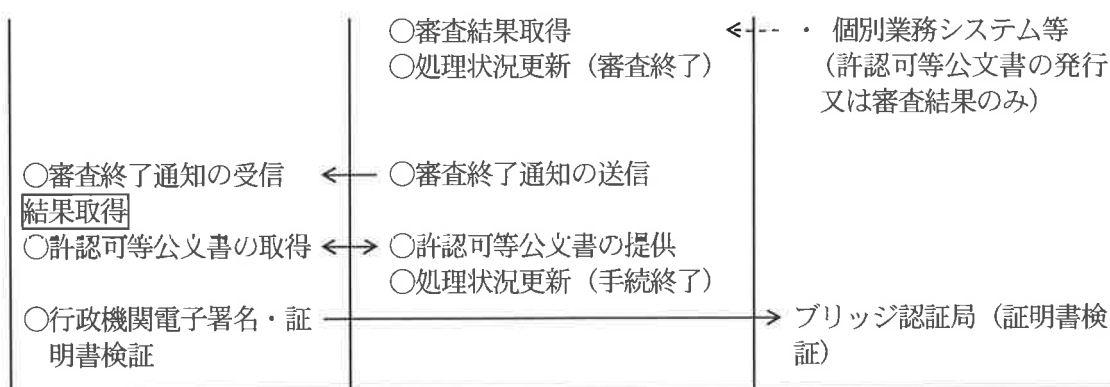
＜申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システム＞

総務省行政管理局より、平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承の「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」が発表されています。今後、許認可の電子申請はこの仕様に基づいて行なわれることになると思われますので次に標準的な処理手順を紹介します。

標準的な処理手順

参照：総務庁行政管理局





※ 手続きの特性により、手数料納付に関する処理タイミングが異なることは可能である
（上記は申請後審査を開始する前に手数料を納付する場合）

<個別の課題>

（１）電子証明書

電子文書については、紙文書と異なり、書換え等が容易で、だれでも同じものを作成し得るなどの特性を有するため、申請者等の認証については電子証明書によるものとなります。法人においては法務省の商業登記認証局システムによる電子証明書が利用できませんが、個人レベルでの認証については14年度に法案成立、15年度運用開始が見込まれる総務省の個人認証制度電子証明書によることが考えられます。

（２）代理申請

行政書士のみ認められる代理申請（法的担保整備後）については、当該行政書士が日本行政書士会連合会が設置している認証局で電子証明書を取得していることを前提に申請者本人の委任状の添付が必要であると考えます。

（３）提示書類について

経審においては書類提示の必要性が避けては通れないので、オンラインのみで手続きが完結することは難しいと思われます。

そこで、オンラインでの申請後に書類の提示 窓口を設置するものとし、現在の提示書類のうち簡略化できるものについて考査しました。

①前年度経営事項審査結果通知書

既に、財団法人建設業情報管理センターから電子データとして公表されていることもあり、提示窓口では受付側として準備すべきものであると考えます。

②法人税等申告書・納税証明書

国税については、申告手続きの電子化が本格稼動すれば、電子データにおいて納税実績まで把握できるので、不要となるでしょう。

オンライン申請時に納税者番号を付加し、不明瞭な部分は提示窓口において確認が必要となるでしょう。

③技術者の資格を証する書類

各資格の電子（台帳）化について、確固たる情報がないところではありますが、資格者合格番号のオンライン照会のみで確認できる資格であれば、オンライン申請時において処理できますが、確認できない資格の場合、1回は提示窓口に原本を提示する必要があるでしょう。

尚、実務経験による技術者については、経営事項審査だけでなく、許可事務にも利用できる電子（台帳）化が実施されますよう提案いたします。

④労働福祉の状況、工事安全成績、経理事務士を確認する書類

証明書を発行するそれぞれの組織と国土交通省との折衝によるものでありますが、申請者の負担軽減のためにも、オンライン照会が可能になるよう希望するものであります。

尚、工事安全成績における分野では、今後整備される予定の「不良・不適格業者排除促進コラボレーションシステム」を用い、事業者からの労災報告と経審の申請内容を付き合わせる事が国土交通省と厚生労働省との間で検討されているようです。虚偽申請を排除する意味でも早期に実施されることを提案いたします。

⑤手数料の納付

手数料は歳入金電子納付システム（13年10月一部運用開始、14年度本格運用開始予定の民間収納インフラ「マルチペイメントネットワーク」を包括するものかどうかは不明）を利用しての国庫金勘定への納付方法を考えます。

6. 発注者の努力

(1) 望まれる市町村行政のレベルアップ

地方分権が声高に叫ばれている中、現時点での問題点として国からの財政配分が最も注目されているが、その見通しは地方公共団体にとって必ずしも明るくありません。

その理由として理想的な地方政治・行政がなされていない市町村が多い。これがわが国の市町村の実態であります。

横並び行政、箱もの依存行政が行政の無駄と指摘されているように地方の独自性、主体性を主張する地方行政は近年その数を刻々増している、とはいいながらその数はまだ少ない。むしろ現実には逆で、多くの市町村はその努力を怠っていると思われます。

現在の我が国は、中央・地方満遍なく官主導である事から、国民のレベルアップのキーは役人・公務員の意識改革・レベルアップに依存しなければならない現状であると結論せざるを得ません。

役人・公務員のうち、地方公共団体すなわち市町村の職員の意識改革・レベルアップを期待して「発注者の努力」について述べたいと思います。

(2) 地方行政の意識改革

第一段階として、まず意識改革を求めたい。地方行政3千余の市町村の実態は千差万別で一概に論ずる事はできませんが、「地方行政意識改革」の必要性を感じる要因としては、市町村職員の意識が、「命ぜられ、与えられた職域を無難にこなしていればよい」のレベルが多いのではないかと思います。

何故、そうなるのか？ 職員一人一人の責任というよりは行政のみならず予算に縛られた組織にありがちなジレンマから最後はやる気減退となり目前の仕事を前例に習ってこなしていればよいという諦めにも似た行動になるのではないかと。

又、行政では国民の税金を使っているという縛りから失敗を恐れるあまり否が応でも保守的思考となってしまう冒険ができない。その結果、やむを得ず無難な路線を行かざるを得ない等様々な要因が考えられるのではないのでしょうか。

隣町が温泉を掘って温泉保養施設を作ると、その隣町も村も同じような「〇〇の里」「〇〇の郷」というような施設を作る、工業団地を造ればどこもかしこも工業団地造成が始まるというような横並び行政が従来は当たり前で、日本全国似たような街づくりになってしまい、結果的には税金の無駄使いとなってしまったという苦い経験を持つ市町村は多いのが現実であります。

「聖域無き構造改革」を国民の大半が支持し、自己の痛みを覚悟の上で改革を期待する国民が圧倒的な数字になっていることを考えれば「地方行政意識改革」も当然のこと

と考えます。特に公共工事発注にかかわる職員には「住民からの貴重な税金を使い、本
当に住民のためになる良い構造物をより安く提供するために働いている」という意識改
革を強く求められる立場であろうと思われます。

(3) 公共工事入札契約適正化法

今般「公共工事入札契約適正化法」が公布されました。時期を得たことと大いに賛同
しておりますが、特に積算などの技術力について適正な判断能力を欠く市町村について
は従来どりの政・官・業の癒着の力関係に押され、指名入札により談合業者に「公共
工事」が割り振りされていくと思われます。

しかし、その勢いをなるべく早く止め、窮迫している地方財政を健全化するためにも、
公平・透明な競争により「より安く良いもの」を住民に提供すべく努力することを強く
願うものであります。

地元業者重視も重要な課題であります。地元業者の技術力では施工できない工事を
地元業者に強引に受注させ、施工はゼネコンに委ねる所謂「上請け」は今後決してあつ
てはならないことであります。

その発注する工事が住民にとって必要であり、その地域になくなくてはならないものかど
うかも当面の間、発注者の立場で判断することも求められるでしょう。

「公共工事入札契約適正化法」で求めている発注予定工事の公表は建設業者のための
みでなく、住民も事前にその事を知ることでその発注の必要性を判断する時間を与えら
れることになるような理想的な地方自治が実現していれば、住民の求めるものが発注工
事となり、不要・不急なものは発注されなくなっていくはずで。

その時の長の思いつきで立派な公民館・美術館など作っても後世に無駄な維持費の負
担を残すだけ、などという無策・有害な発注は住民が止めなければなりません。

地方議会のレベルも当然に上がっていかなくては地方分権は絵に書いた餅になってし
まいます。官主導は国民と政治がもたらしたものでありますので、理想的な地方分権・
政治機構が確立するまでの道程は地方公務員に依存せざるを得ません。

日本の役人、公務員は優秀だ、との一般的な評価をより高次なものとするために、国
レベルと同時に地方の公務員に奮起を期待したいものです。

発注予定の公表と入札契約制度の公表化・透明化は住民・政治のレベルアップを可能
とするために絶対必要なことで、業者も真摯に対応することで住民・行政の信頼を得る
チャンスと心得るべきでしょう。

業者が談合によって落札者を決定していくことは一つもなくなった、となるとはとて
も思えませんが、発注者は業者の動向を注視し、談合だけを問題にするのではなく、契
約者が丸投げしていないか、工事の主要部分をしっかり管理しているかを現場に出向い
て行って確認することが最低限必要になったと認識すべきでしょう。

(4) 書面主義の限界

書面主義の限界についても認識を改めることが必要な時代となっています。我々行政書士はこの書面主義によって多くの業務を受託していますが、その限界については常に敏感に受けとめています。

つまり現在の指名入札制度はその多くが2年ごとの登録制になっているが為、業者はその登録年の前年の経審の結果に最大限の神経を集中して希望の格付けを得ています。しかし、昨今の発注量の激減で体力を消耗し、格付け時の実力・技術力を確保できていない業者が存在していることは十分想定できることであり、その業者はいつ「丸投げ」するかわからない状況であります。

2年間有効になる仕組みは大きなリスクをはらんでいることに鋭敏にならなければ「円滑な行政」は確保できないことを肝に命ずべきであります。

半世紀、50年間も続いてきた指名入札制度は行政も業者も体の奥深く身に染み付いた制度であり、その間甘えや違反と知りながら「業界の慣習」として完成工事高の遣り取りが一般化しつつあります。しかし、今後一切の甘えや「業界の慣習」たる違反は許されなくなった、と業者も行政も身を引き締める必要があります。

特に業者は「慣習」に慣れ過ぎていて、法律違反であることすら意識しなくなっている事柄がたくさんありますから、こうした点も行政主導で改めさせなければならないのが現実です。

業者が入札参加登録時の実力を失っているかいないかは現場及び本社事務所へ立ち入って調査することで知ることは可能であり、その努力を怠れば必ず不祥事が発生するといっても過言でないのが現実です。

ただ、前述したとおり慣習となっていることは一朝一夕に改善することは難しいと思われませんが、これからは、企業はコンプライアンス経営つまり企業行動にあたって、企業不祥事の発生を防止し、安定した経営を維持する責任を果たすために、コンプライアンスすなわち法令遵守、企業理念を確立しているが求められていることを認識する必要があります。

一方行政は入札契約制度において「説明責任」を負えるよう透明・公正な制度の確立及び運用が求められていることを認識すべきです。

現場及び事務所への立入調査は現在の行政事務上無理であるのならば、第三者の中立的な立場である我々建設業を中心業務としている行政書士を活用されることを提言いたします。立入調査に限らず、入札契約制度に関する不平、不満への回答窓口としても第三者の中立的な立場で説明することのできる行政書士を活用することが賢明な選択と思われま

7. 経審の未来像

21世紀になった今、たった1年前の20世紀が全く別の時代と考えざるを得ないような大きな変革が、これもまた20世紀では考えられなかったスピードで動いています。

建設業界はどうでしょうか？建設投資の減少により、建設業者数が多過ぎるといふ供給過剰により価格競争がもたらす利益率の低下等従来では予測できなかった厳しい現状に晒されています。

建設業界の未来は、経審の未来はどうなるのか？「未来」を辞書で調べると【これから先のこと】とあり、その前に〔何が起こるかは全く想像の域を出ない〕とありドキッとしますが、全くそのとおり、バブル前のあの時期「未来」にこのデフレ不況の時代が来るとは大半の人が想像もしなかったことです。

経審に“夢”を持つ。どんな夢か？先行不透明で予測のつかない状況の中、せめて希望の湧いてくる“夢”を持ってその実現に向け官民一体となって知恵を出し合い、精一杯努力することが今一番大切のような気がします。

今年の春、新聞の記事を見て驚きました。「大・中小の企業を同じ枠で審査するのは妥当でない、規模により基準を分ける必要がある」、「工事の施工内容を反映させて欲しい」、「中小建設業者の向上を阻むような枠は設けなくて欲しい」、「企業のランク付けは主観的要素が主で、客観的要素を従として欲しい」、これらは1962年、その1年前にできた現在の経審の原型といえる企業評価制度に対して今から40年前に建設業界から出されていた要望であります。要望の中身が昨今出されている内容と大きな差がないことに大きな疑問を感じました。

その後40年も経ち、今まで幾度か実施された改正は一体何だったのか？改正の必要に迫られ改正はしていたが、民間言葉で言えば顧客のニーズとするところの「真髓」を外れたものだったのではないか、建設業者の“夢”は未だに叶っていないのか？と唖然とすると共に強い衝撃を受けた記事でした。

“夢”の最終目的は、勿論建設業者だけのものではなく、国民全てが対象でなければなりません。その中で国民全体の“夢”実現に向け、行政は改革を伴った法整備等最善を尽くし、建設業者がそれを希望をもって実行できるような環境が必要なこともたいへん重要なことです。

公共事業の担い手を選定する手段となる経審の改正が、経営改善のインセンティブとなり、その結果財務体質が強化され、技術レベルも向上し、受注が拡大するというような循環効果が働くことにより建設業者の資質を向上させることが理想であります。

(1) 夢の実現に向けて

夢の実現に向けては可能性が高く、無理なくできるもの、ニーズの高いものから行動に移してみたいと考え、今回提言した中で主なものの実現可能な順位を並べました。

尚、詳細な理由は各項目で触れたものについては省略しました。

【早期に実現可能性の高いもの】

その1：社会性

貸金未払い状況、工事安全成績については早急に改善すべきであります。

その2：経営状況

健全性については全体の平均をみても（別表4 P 3 6 参照）わかるとおり、X10～12までが他の指標と比べ極端に低いことからみても改善が必要と思われます。

その3：技術資格の拡大

入札において技術力による競争を促進するには、現場で必要とされている資格を適正に評価することが求められており、このシステムを整備することが現経審の弱点を解決する一つの効果的な方法です。

現在、技術資格として認められていない国家資格や、民間資格でも国家資格に準ずると認められているようなものから早急に見直すべきです。

【中期計画として実現すべき重要なもの】

その1：技術者の流動化について

専門工事版経審でも触れましたが、今後コリンズの登録工事金額が下がった場合、現在の主任技術者、監理技術者制度では対応しきれない企業がでてくるのではないかと予測されます。今後の我が国経済がどのように変化するのか先行きの見えないものがありますが、過去の高度経済成長期やバブル期のようなよき時代を夢見ることはできないと思われます。

建設業者は尚一層原価管理を徹底し、コスト削減を通常ベースでやらないと利益がでない現実は今とあまり変わらないと予測されます。

改正されたY評点はキャッシュフロー重視になっており、スリムで無駄のない経営を高く評価するようになっていきます。今後求められる現場毎に常勤の技術者を常置させることは、キャッシュフロー経営からは相反することとなり、受注のために仕事の少ない時期も技術者を確保せざるを得ず、人件費が削減できない結果、経営が悪化する結果となってしまいます。

そこで業法改正を伴うこととなりますが、近い将来技術者の流動化を考えざるを得

ないと思います。技術者は全てデータベース化することが前提となりますが、許可要件の専任技術者と企業レベルに合わせた一定の「技術者」「技能者」を常勤で確保する以外は必要に応じて派遣を受け入れるという方法です。

派遣技術者はユニオンのな団体に所属し、技術レベルアップの訓練、研修を受けておき必要に応じて建設企業に派遣され、派遣先企業、工事名、工事期間等その内容はすべて技術者毎にデータ登録をし、その実績は派遣先企業の技術者の点数に積算されるというものです。

技術者の数だけで点数を付ける現在のシステムでは技術者の熟練度は評価できておらず、経験の差は点数に表れていないのは現場からすると残念なことだと思います。技術者は指名制度とし優秀な技術者は指名が多い分報酬も高くなることにより技術者の地位向上と意識の高揚につながるのではないかと考えます。

その2：経審の民間活用

経審は公共工事を受注する建設工事業業者選定のためのシステムであります。経審結果が公表以来下請業者、建設資材業者等の取引関係者が取引の判断材料として利用しているケースが増加しています。

個人消費者が建設業者を選定する際には何をもちて判断するか？許可業者であれば、閲覧制度がありますが、個人消費者の大半には知られていない制度です。

又、毎年の営業年度終了届の提出が徹底しておらず、許可後、5年後の更新まで全くこれらの変更届を提出せず、更新時に併せて提出している地域が一部ある等法律が形骸化している現実があります。

そこで、民間業者が自己の内容を証明し、注文者に判断材料として提供できる公的なものとして経審を活用できないか？と考えます。

国土交通省のデータによると民間工事における建設工事紛争取扱件数は減少傾向にあります。建設市場が減少している現実からすると必ずしも減少しているとは言えず、更にこの審査会に申請せず調停や裁判等で解決している数も少なくないと見られます。

経審は業者の全てが判断できるものではありませんが、判断材料の無い今よりはずっと改善され、又、建設業者全体の資質向上になり不良不適格業者の排除にも繋がると考えます。尚、民間工事を主体とする業者の受審はあくまでも任意とします。

その3：施工内容の評価について

今後、電子化が推進され、私達が次回第5次提言で作成する「経審マニュアル」のような全国統一を図るものができれば建設業者の評価制度の質はかなり向上すると思われれます。長年の建設業界からの要望にもあつたり、施工内容を評価するシステム

ができないものでしょうか？

これをは経審とは別であります、主観点数の不透明さを改善するものとして提案したいと思えます。主観点数には公共機関の優良工事等の表彰により評価される部分がありますが、残念なことにその評価基準が一部を除いて明確ではありません。

又、技術力の乏しい地方自治体では工事成績、技術的難易度の評価を適切にできない場合が多いこと、更に恣意性を排除する意味でも行政以外の第三者機関が評価基準を明らかにした上で、公共工事のみに限らず民間工事もその対象として評価できる建設業者個別のデータベースを作ることが必要と思われれます。

勿論経営に優れていることも大切な要件ではありますが、完成した建築物並びに構築物を評価することは更に重要なことでもあります。

アメリカ政府の調達制度について視察した際、NASAでは経営内容よりは過去の実績（仕事の中身）で評価をしており、経営内容に改善すべき点がある場合にはNASA所属の公認会計士が指導をするというシステムになっていました。

建設業者を判断するに際して、従来は行政が自ら発注した工事成績のみを評価することも多かったのですが、このデータを利用すればこの問題も解決できるのではないかと考えます。

第三者機関の内容については十分な検討が必要と思われれますので今後の提案で考えたいと思えます。

経審の未来は、何と言ってもIT化によるものと思いますが、完全にWeb上で審査を行うことはできないと思えます。対面調査が残るでしょうし、逆に対面で調査するものは契約書の内容チェック等重要な部分になると予測されます。

当協議会の前回の許可提言の中で「経營業務管理責任者」の条件に一定の講習会を受講することを提案していますが、国民の税金という、いわば貴重な預かり金を基にする公共工事を担う建設業者に対する指導が行き渡っているとは必ずしも言い切れない現実があります。

今後予測される対面調査は、調査と共に指導をするという目的を含めることにより経審制度がより有効なシステムとして機動できるのではないかと考えます。

又、対面審査機関としては行政と別の第三者機関が望ましく、その中には建設業法のプロフェッショナルである私達行政書士を活用していただくよう提案したいと思えます。

おわりに

21世紀の幕開けに福島県は「うつくしま未来博」を開催しましたが、「森と共生する暮らし」がテーマで会場も環境問題への具体的なチャレンジをしたり、夢の近未来が体験できるパビリオンが多かったのですが、もう一つの大きなテーマは県民参加型というものでした。

博覧会の多くは大手の企画会社が多額の費用をかけて作ったパビリオンで構成されていますが、「うつくしま未来博」ではその中の一番少額なパビリオンを地元の小さな企画会社が受注しました。企画が始まったのは開催の3年前、未来に20世紀の文化を伝えるという意味で、「民話」をテーマとしました。「民話」の発掘、「語り部」探し、そして「語り部」養成、会場となる民家の茅葺から会場の運営に至るまでの3年間数え切れない大勢の県民がボランティアとして参加しました。

小さくて地味なパビリオンにどれだけお客様が来てくれるか？と主催者側はたいへん心配をしましたが、始まってみると数あるパビリオンの中で一番人気が高く、いつも長蛇の列でした。人々に「民話」の持つほんわかとした癒し感、優しく教訓を教えるすばらしさを再認識させ、将来NPO活動にまで発展するという予想を超えるまさしく県民参加の福島版『プロジェクトX』になりました。

そして、この実績が高く評価されエキスポ大賞を受賞することができたのです。

小さい企画会社の社長の“夢”が社員に伝わり、関係者に伝わり、さらに県民全体に広まって県民の大きな夢が実現しました。“夢”を持ち、行動を起こすことが如何に大切で素晴らしい効果を生むかを実感させてくれた一つの事例です。

未来の経審は中央建設業審議会の建議にある「技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備」を基本に、まさしく官民一体となってIT化の活用を踏まえ、適正な評価システムを構築することに尽きると思います。

21世紀は地方分権の時代であり従来の官主導から自己責任を伴う国民を中心とした国民参加型、国民と行政が歩み寄ったものになるでしょう。

40年間開かなかつた重い扉を開く時期がようやく到来したのです。建設業者が長年抱き続けた“夢”実現のためには多くの関係者を巻き込んだ粘り強い行動が必要だと思いますが、勇気をもってチャレンジして下さい。私達行政書士も建設業界、行政の良きブレインとして更に研鑽を積みながら支援させていただきたいと考えています。

今回の提言は調査不足、言葉足らずな点多々あると思いますが、建設業界、建設行政に携わる方々への改革に立ち向かう応援の意味を込めて提言いたしました。

次回第5次提言においては「経審マニュアル」作成に着手し、少しでも“夢”の実現に近づく支援行動を積極的に展開したいと考えております。

資本金別業者数一覧表

資本	一般・特定	一般建設業	特定建設業	純計	%
個人		147,824	596	148,090	25.28%
200万円未満		699	0	699	0.12%
200万円以上300万円未満		252	0	252	0.04%
300万円以上500万円未満		129,799	0	129,799	22.15%
500万円以上1000万円未満		63,940	0	63,940	10.91%
1000万円以上2000万円未満		160,117	0	160,117	27.33%
2000万円以上5000万円未満		48,925	39,547	66,231	11.30%
5000万円以上1億円未満		7,204	6,021	10,385	1.77%
1億円以上10億円未満		3,157	2,702	4,802	0.82%
10億円以上		975	1,136	1,644	0.28%
		562,892	50,002	585,959	100%

参照：国土交通省調査（13年3月末時点）

資本金別業者数一覧表

個人

200万円未満

200万円以上300万円未満

300万円以上500万円未満

500万円以上1000万円未満

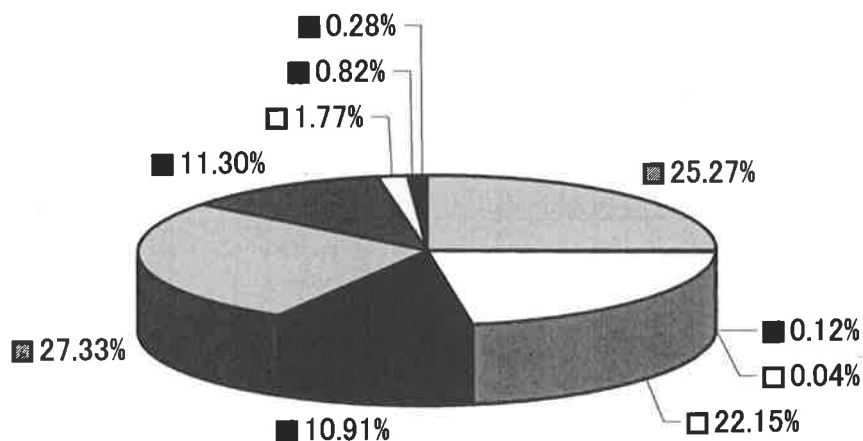
1000万円以上2000万円未満

2000万円以上5000万円未満

5000万円以上1億円未満

1億円以上10億円未満

10億円以上



業種別完成工事高一覧表

別表2-1

業種	ゼネコン		都市部		地方		土木		ゼネコン		都市部		地方		建築	
	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種
2,000	7	1							18	17						
1,500	9	2							6	5						
1,200	5	2							3	3						
1,000	4	2							3	2						
800	1	2							3	2						
600	3	2	2	2					11	9						
500	5	3							3	1	1	0				
400	5	2							7	7						
300	12	4							9	5	2	1				
250	7								3	2	3	3				
200	4	1	1	1					6	3	1	1				
150	4	1	1	1							3	2				
120	4	1	2	1					9	5	2	1				
100	2	1	3	2					3	3	6	6				
80	1		3	2					1	1	2	2				
60	3		3	3					3	3	5	5				
50	4	3	3	0							9	8				
40	5	7	7	5					1		9	9				
30	7	13	13	11					3		30	30				
25	1	8	8	6							9	7				
20	2	16	16	12					2		24	20				
15		17	17	17					3		28	26				
12	1	38	38	34					2		41	37				
10	2	48	48	45					1		27	24				
8		50	50	47							41	37				
6	4	112	112	110					1		70	59				
5	1	86	86	75					3		50	44				
4	5	109	109	100							81	73				
3	2	170	170	154							97	87				
2.5		121	121	111							70	65				
2	2	154	154	143					1		95	80				

建行協 平成13年8月調査

業種別完成工事高一覧表

別表2-2

業種	電			気			管			
	ゼネコン	都市部	地方	ゼネコン	都市部	地方	ゼネコン	都市部	地方	
完成工事高(単位:億円)	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種	企業数	主業種
2,000	2	2	1	1	1		1	1		
1,500	3	3					1	1		
1,200	1	1					2	2		
1,000	2	2					2	2		
800	1	1	1	1			1	1		
600								1	1	
500	1	1					4	3		
400	1	1	1	1			1			
300	7	4					1		2	2
250	4	2						1	0	
200	3	2					3	1		
150	2								1	1
120	2	1	1	1			2			
100			2	2			1			
80	2		4	4			2		2	0
60			4	4			5	1	1	1
50	3	2	3	2	1	1	1	4	4	1
40	2	2	2	2			1	3	2	1
30	1	7	7	7				5	4	1
25	3	5	4	4				3	3	1
20	7	7	7	7	2	2	2	11	10	2
15	3	17	16	16	4	4	4	15	14	
12	2	10	8	8	3	3	3	14	14	4
10	2	12	11	11	2	2	2	13	12	2
8	2	17	17	17	8	8	7	22	20	8
6	1	42	41	41	7	7	7	46	44	16
5	1	25	25	25	6	6	6	27	24	10
4	2	31	28	28			2	27	25	10
3	3	44	40	40	35	34	3	55	50	21
2.5	2	31	29	29	20	19	19	51	46	17
2	3	59	59	59	28	28	28	77	71	21

建行協 平成13年8月調査

完成工事高別平均職員数

(単位:人)

完成工事高(単位:億円)	区分	一式工事 (土木・建築)	専門工事	
			電気・電気通信	管・機械器具設置
5,000		6,192	8,480	
2,000		2,195	4,910	2,059
1,500		2,083	5,357	1,874
1,000		1,433	1,980	1,372
800		1,180	1,792	908
500		815	1,395	842
400		521	852	
300		436	873	496
200		339	605	499
150		197	609	271
120		144	323	
100		111	280	251
80		121	302	348
60		109	279	98
50		74	173	95

建行協 平成13年8月調査

<説明>

この表は上場ゼネコン、都市部、地方の建設業者の中で完成工事高(総工事売上高)50億円以上の企業のデータから集計をしました。尚、500億円以上を主業務とする専門工事業者の該当がないため省略をしました。区分につきましては主業務をもって分けています。

一式工事と専門工事の職員数に2倍以上の格差のあるものに網掛け表示をしました。

経営状況分析(Y点)の平均値

項目	数値平均				項目	数値平均			
	上限値	下限値		平均値		上限値	下限値		平均値
X1 売上高営業利益率	7.4	-9.5	↑	2.5	X7 自己資本比率	68.4	-23.5	↑	26
X2 総資本経常利益率	15.8	-13.1	↑	4	X8 有利子負債月商倍率	0.0	10.8	↓	1.2
X3 キャッシュ対売上高比率	6.7	-7.5	↑	2.5	X9 純支払利息比率	0.0	3.1	↓	0.7
X4 必要運転資金月商倍率	-1.6	3.4	↓	0	X10 自己資本対固定資産比率	529	-76.5	↑	130
X5 立替工事高比率	0.0	37.9	↓	15	X11 長期固定負債適合比率	754.5	26.9	↑	230
X6 受取勘定月商倍率	0.0	4.3	↓	1.5	X12 付加価値対固定資産比率	1,430.6	61.5	↑	430

参照:(株)建設経営サービス

<説明>

矢印の上向きは数値が大きいほど良いことを表し、下向きは数値が小さいほど良いことを表す。

経営事項審査に関するアンケート集計結果

【1】 あなたの審査窓口では、完成工事高の確認はどのようにされますか？

イ.	税務申告書類（損益計算書）	80.4%
ロ.	消費税確定申告書	64.6%
ハ.	総勘定元帳等の帳簿類	21.9%
ニ.	工事台帳	13.4%
ホ.	工事経歴	47.5%
	(70%以上記載→78.7% 100%記載→12.7% 80%以上記載→4.2% その他→4.2%)	
ヘ.	特になし	3.6%
ト.	その他	8.5%

備考（その他）

- ・ 決算変更届（北海道）
- ・ 工事経歴記載の契約書注文書請求書。センターに税務申告書類、消費税確定申告書送付（東京都）
- ・ 新規は申告書（神奈川）
- ・ 一式は80%、他は20件以上（山梨）
- ・ 税務申告書類及び消費税確定申告書（岐阜）
- ・ 記載工事の契約書、注文書、請求書等と照合（石川）
- ・ センターに法人税・消費税申告書の写しを送付し、窓口は確認なし（大阪）
- ・ 個人完工高3000万円未満は工事契約書（京都）
- ・ 分析に税務申告書類の全部の写し提出、窓口で工事経歴の100%審査（岡山）
- ・ 10月から消費税納税証明書（広島）
- ・ 契約書（鳥取）
- ・ 契約書、請書（島根）
- ・ 工事台帳はあまり重視しない（山口）
- ・ 契約書。ない場合は元帳、工事台帳等（愛媛）
- ・ 経歴書記載工事全てを契約書で確認、注文書は不可（熊本）
- ・ 契約書、施工証明（大分）
- ・ 県工事は工事確認書、他は契約書等で確認（宮崎）

【2】 あなたの審査窓口では、工事種類別完成工事高の確認はどのようにされますか？

イ.	税務申告書類（損益計算書）	21.9%
ロ.	総勘定元帳等帳簿類	9.7%
ハ.	工事台帳	14.6%
ニ.	工事経歴	74.3%
	(70%以上記載→78.7% 100%記載→12.7% 80%以上記載4.2% その他→4.2%)	
ホ.	特になし	1.2%
ヘ.	その他	15.8%

備考（その他）

- ・ 契約書、請書、注文書、請求書等（北海道）
- ・ 過年度結果通知書（青森）
- ・ 元請は契約書原本、その他注文書等（秋田）
- ・ 決算変更届（宮城、静岡）
- ・ 工事経歴の上位10件分の契約書（東京）
- ・ 民間工事の契約書、注文書（山梨）
- ・ 記載工事の契約書、注文書、請求書等と照合（石川）
- ・ 個人完工高3000万円未満は工事契約書（京都）
- ・ 裏付けに注文書、ない場合はその分減額（岡山）
- ・ 金額順70%又は29件あとは他〇〇件と記載（広島）

- ・ 契約書（鳥取）
- ・ 契約書、請書（島根）
- ・ 複数業種の場合はチェックなし（山口）
- ・ 契約書、工事証明書（徳島）
- ・ 工事台帳又は工事経歴（高知）
- ・ 契約書、注文・請求書等を全記載分提示（長崎）
- ・ 経歴書記載工事全てを契約書で確認、注文書は不可（熊本）
- ・ 契約書、施工証明、建築確認通知書（大分）
- ・ 県工事は工事確認書、他は契約書等で確認（宮崎）
- ・ 契約書、請求書、領収書（鹿児島）

【3】 あなたの審査窓口では、兼業売上げのある場合の完成工事高の確認はどのようにされますか？

イ. 税務申告書類（損益計算書）	62.1%
ロ. 消費税確定申告	21.9%
ハ. 総勘定元帳等の帳簿類	17.0%
ニ. 工事台帳	9.7%
ホ. 工事経歴	45.1%
（70%以上記載→76.5% 100%記載→12.7% 80%以上記載→4.2% その他→6.3%）	
ヘ. 特になし	15.8%
ト. その他	15.8%

備考（その他）

- ・ 契約書、注文書等（秋田県）
- ・ 兼業表示の決算書、又は全工事を記載（千葉）
- ・ 直前3年の施工金額の合計で判断（東京）
- ・ 工事台帳の代わりに工事集計表の提示（静岡）
- ・ 消費税確定申告書、総勘定元帳等及び工事経歴（岐阜）
- ・ 記載工事の契約書、注文書、請求書等と照合（石川）
- ・ 工事・兼業明細書（任意）（京都）
- ・ 兼業表示の決算書、又は全工事記載か契約書（兵庫）
- ・ 裏付けに注文書、ない場合は減額（岡山）
- ・ 消費税納税証明書（広島）
- ・ 契約書（鳥取）
- ・ 変更届（島根）
- ・ 「元帳」は、あるとすればの注釈つき（山口）
- ・ 契約書、施工証明、建築確認通知書（大分）
- ・ 県工事は工事確認書、他は契約書等で確認（宮崎）
- ・ 請求書、契約書（鹿児島）

【4】 あなたの審査窓口では、工事種類別完成工事高の内訳（PC、法面、鋼橋上部）の確認はどのようにされていますか？

イ. 税務申告書類（損益計算表）	4.8%
ロ. 総勘定元帳等の帳簿類	3.6%
ハ. 工事台帳	14.6%
ニ. 工事経歴	63.4%
（70%以上記載→44.6% 100%記載→8.5% 80%以上記載→2.1% その他44.6%）	
ホ. 工事契約書（注文書）	39.0%
ヘ. 特になし	8.5%
ト. その他	2.4%

備考（その他）

- ・ 契約書のチェックは民間工事のみ（山梨県）
- ・ 工事経歴及び工事契約書（注文書）（岐阜）
- ・ 一人100%（京都）
- ・ 重点項目でない（広島）
- ・ 自主申告（山口）

【5】 あなたの審査窓口では、職員数の確認はどのようにされますか？

イ. 賃金台帳	63.4%
ロ. 源泉徴収所得税納付書	29.2%
ハ. 雇用保険概算・確定保険料申告書	40.2%
ニ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	78.0%
ホ. 特になし	1.2%
ヘ. その他	15.8%

備考（その他）

- ・ 社会保険、雇用保険、未加入者は賃金台帳1年分、徴収票（北海道）
- ・ 住民税特別徴収書、源泉徴収票（青森）
- ・ 健康保険未加入者の場合、賃金台帳、雇用保険（秋田）
- ・ 未加入者は「労働条件証明書」（埼玉）
- ・ 健康保険・厚生年金保険未加入社は、賃金台帳、雇用保険概算・確定保険料申告書又は特別徴収で確認（東京）
- ・ 雇用保険被保険者証、健康保険証、特別徴収通知書、申告書の報酬欄（個人は専従者欄）（神奈川）
- ・ 県独自基準日前後の「適当証明」提示（山梨）
- ・ 賃金台帳又は源泉徴収簿（静岡）
- ・ 賃金台帳、源泉徴収所得税納付書は要持参だがほとんど見ない（福井）
- ・ 雇用保険又は職安リストでも可（滋賀）
- ・ 申告書内訳明細（大阪）
- ・ 雇用保険は、社会保険が任意適用の場合のみ（岡山）
- ・ 主に健康保険、他の書類等でも総合的に確認（広島）
- ・ 本人の写真、免許証等（徳島）
- ・ 個人は申告書の専従者欄で確認（熊本）
- ・ 出勤簿等（大分）
- ・ 全社員の一覧表を、賃金台帳・源泉徴収票・健康保険・厚生年金等でチェック（鹿児島）

【6】 あなたの審査窓口では、職員とパート・アルバイトの違いの確認はどのようにされますか？

イ. 賃金支給額の多可	39.0%
ロ. 源泉徴収をしているか、いないか	10.9%
ハ. 雇用保険に加入しているか、いないか	34.1%
ニ. 健康保険・厚生年金に加入しているか、いないか	75.6%
ホ. 特になし	6.0%
ヘ. その他	10.9%

備考（その他）

- ・ 高齢者は賃金台帳・出勤簿（福島）
- ・ 月20日、最低賃金以上（茨城）
- ・ 約13万円以下はパート（静岡）
- ・ 確認通知書又は職安リスト（滋賀）
- ・ 一人年間150万円を判断目安（大阪）
- ・ 雇用保険は、社会保険が任意適用の場合のみ（岡山）

- ・ 社会保険が任意適用の場合は雇用保険（広島）
- ・ 日給者は20日かつ6ヶ月以上で職員（香川）
- ・ 20日以上か口頭で確認（大分）
- ・ 総務担当に直接聞いて、賃金台帳とチェック（鹿児島）

【7】 あなたの審査窓口では、雇用保険、健康保険に加入していない職員を、建設業に従事する職員としてカウントしますか？

- | | |
|-------------|-------|
| イ. カウントする | 25.6% |
| ロ. カウントしない | 52.4% |
| ハ. ケースバイケース | 21.9% |

備考（その他）

- ・ 月20日、最低賃金以上を認める（茨城）
- ・ ケースバイケースは、高齢者などの場合でカウントする（静岡）
- ・ 加入している（？）企業の場合はカウントしない（愛知）
- ・ 支払賃金が普通であれば（山口）
- ・ 健康保険、雇用保険の最低でもどちらかに加入が必要（長崎）
- ・ 個人は、ケースバイケース（熊本）
- ・ 健康保険加入者又は月給者を職員とする（宮崎）

【8】 あなたの審査窓口では、源泉徴収をしていない職員を、建設業に従事する職員としてカウントしますか？

- | | |
|-------------|-------|
| イ. カウントする | 41.4% |
| ロ. カウントしない | 36.5% |
| ハ. ケースバイケース | 20.7% |

備考（その他）

- ・ 源泉徴収の有無は問題にしていない（秋田）
- ・ そこまではチェックしない（福島）
- ・ 雇用保険は社会保険が任意適用の場合のみ（岡山）
- ・ 源泉徴収についてチェックなし（鳥取、山口）

【9】 あなたの審査窓口では、最低賃金より低い給与支給額の職員を、建設業に従事する職員としてカウントしますか？

- | | |
|-------------|-------|
| イ. カウントする | 37.8% |
| ロ. カウントしない | 37.8% |
| ハ. ケースバイケース | 18.2% |

備考（その他）

- ・ そこまではチェックしない（北海道、福島、岐阜）
- ・ 年間通しての支給額で判断（京都）
- ・ 最近まではカウントしていた（山口）
- ・ 結構多いが問題になったことはない（長崎）
- ・ 社会保険の加入が条件（熊本）

【10】 あなたの審査窓口では、出向職員の確認はどのようにされますか？

イ.	賃金台帳	21.9%
ロ.	源泉徴収所得税納付書	8.5%
ハ.	雇用保険概算・確定保険料申告書	12.1%
ニ.	健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書	40.2%
ホ.	出向覚え書	54.8%
ヘ.	出向分担金請求書	18.2%
ト.	分担金振り込み控え	26.8%
チ.	特になし	2.4%
リ.	その他	2.4%

備考(その他)

- ・ 通達により12年度より常勤として認めない(山形)
- ・ 定期券、高速領収書、家屋賃貸契約書等(福島)
- ・ 未加入者は「労働条件証明書」(埼玉)
- ・ 氏名がない場合は、出向元の辞令(東京)
- ・ 出向先の職員としてカウントしない(静岡)
- ・ 辞令、雇用保険確認通知書(福井)
- ・ 要項に明記されていない(京都)
- ・ 現在は認めていない(岡山)
- ・ 辞令(なくても可)、出向証明(広島)

【11】 あなたの審査窓口では、資格保有技術職員の確認はどのようにされますか？

イ.	許可申請書副本(変更届出書副本を含む)、 又はデータによる	23.1%
ロ.	資格を証する免状等の提示(又は写しの添付)	93.9%
ハ.	特になし	0.0%
ニ.	その他	3.6%

備考(その他)

- ・ 県独自のリスト(秋田)
- ・ 新たな技術者のみ、継続は職員調書(山形)
- ・ 職員調書(独自)(福島)
- ・ 新規は、免状。継続は、前年技術職員名簿の原本提示(千葉)
- ・ 監理技術者証の写し(東京)
- ・ 指定建設業は登録データ、他の業種は免状(鳥取)
- ・ 写しの添付(山口)
- ・ 原本(福岡)

【12】 あなたの審査窓口では、実務経験技術者の確認はどのようにされますか？

イ.	経歴書の提示(又は添付)	71.6%
ロ.	生年月日	33.3%
ハ.	特になし	7.4%
ニ.	その他	4.9%

備考(その他)

- ・ 実務経験証明書(北海道)
- ・ 県独自のリストに様式8号を添付し登録(秋田)
- ・ 職員調書(福島)
- ・ 経歴工事の契約書又は注文書(原本)

- ・ 実務経験主任技術者届出書（県独自）で事前に届出（山梨）
- ・ 職員名簿（県独自）で確認（静岡）
- ・ 新規入社は初回のみ履歴書添付、継続は欄外に年数記入（石川）
- ・ 出先土木によっては経歴書の提示（兵庫）
- ・ 継続者なし。新規は経歴書又は、雇用期間10年を保険で確認（香川）
- ・ 雇用期間10年を保険で確認（愛媛）
- ・ 決算変更届に技術職員名簿を添付し、それで確認（宮崎）

【13】 あなたの審査窓口では、技術職員の在籍確認はどのようにされますか？

イ.	健康保険証	37.8%
ロ.	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	75.6%
ハ.	雇用保険被保険者資格取得確認通知書	51.2%
ニ.	賃金台帳	58.5%
ホ.	特になし	0.0%
ヘ.	その他	17.0%

備考（その他）

- ・ 住民税特別徴収書、源泉徴収票（青森）
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書があれば雇用保険被保険者資格取得確認通知書、賃金台帳は不要（秋田）
- ・ 口頭で確認（栃木）
- ・ 未加入者は「労働条件証明書」（埼玉）
- ・ 住民税特別徴収税額通知書（東京）
- ・ 雇用保険被保険者証、健康保険証、特別徴収通知書、申告書の報酬欄（個人は専従者欄）（神奈川）
- ・ 健康保険証又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び賃金台帳（山梨）
- ・ 健康保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得確認通知書、賃金台帳のどれかと専任、国家資格者監理技術者届出社は不要（大阪）
- ・ 未加入者は賃金台帳、住民票、個人は出勤証明書で確認（京都）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書は、社会保険が任意適用の場合のみ、賃金台帳と出勤簿は保険に入れない場合のみ（岡山）
- ・ 年金打切り者の場合は、市税特別徴収等（広島）
- ・ 出勤簿（福岡）
- ・ 出勤簿等（大分）

【14】 あなたの審査窓口では、雇用保険加入の確認はどのようにされますか？

イ.	雇用保険概算・確定保険料申告書	56.0%
ロ.	保険料領収書	58.5%
ハ.	被保険者資格取得確認通知書	37.8%
ニ.	特になし	3.6%
ホ.	その他	6.0%

備考（その他）

- ・ 2年分の申告書、領収書（秋田）
- ・ 雇用保険料納入証明書（東京、大分）
- ・ 職安打ち出しリスト（滋賀、香川）
- ・ 雇用保険払済証明書（奈良）
- ・ 申告書、領収書ともにコピー添付（福岡）

【15】 雇用保険の場合、加入者数が従業員数より少ない場合加入していると認められますか？

イ. 全員加入	35.3%
ロ. 約70%以上	4.8%
ハ. 約50%以上	73.1%
ニ. 約30%以上	26.8%
ホ. その他	18.2%

備考(その他)

- ・ 明確な基準なく認められることが多い(岩手)
- ・ 領収書のみで確認のため人数不問(福島)
- ・ 不明(栃木)
- ・ そこまで確認していない。審査対象外とのこと(静岡)
- ・ そこまでチェックしていない(岐阜、奈良、和歌山、京都)
- ・ 認められる(三重)
- ・ 人数の確認なし(大阪)
- ・ 全員が原則だが、窓口では人数の確認なし(岡山)
- ・ 職員数と加入者数の照合はしない(広島、福岡)
- ・ 加入していないと職員としてみない(鳥取、長崎)
- ・ 全員が原則。特に規定なし(山口)
- ・ 未加入者を職員とするときは雇用保険は未加入となる(香川)
- ・ 職員数と加入者数は関係ない(佐賀、大分)
- ・ 健康保険の加入者数を見る(沖縄)

【16】 あなたの審査窓口では、健康保険及び厚生年金保険の加入の確認はどのようにされますか？

イ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	69.5%
ロ. 保険料領収書	53.6%
ハ. 特になし	1.2%
ニ. その他	6.0%

備考(その他)

- ・ 社会保険料納入証明書(秋田、東京)
- ・ 県独自社会保険適用証明書、人数と適用状況が適正か(山梨)
- ・ ない場合は納入証明(福岡)
- ・ 資格取得届、ない場合は納入証明(大分)

【17】 あなたの審査窓口では、健康保険及び厚生年金保険の加入金額(標準報酬額)が給与額より極端に低い場合どのようにされますか？

イ. 健康保険・厚生年金保険に加入ありとする	63.4%
ロ. 加入していないとする	9.7%
ハ. その他	4.8%

備考(その他)

- ・ 理由による(青森)
- ・ 給与額が常勤性を認められる金額であれば問題ない(岩手)
- ・ 給与額の確認はしていない(福島)
- ・ 加入金額は問題でない(京都)
- ・ 加入金額と給与額の照合はしていない(岡山、広島、鳥取、山口、香川、福岡)
- ・ ケースバイケース(佐賀)
- ・ 加入者のみが従業員(長崎)
- ・ 加入者のみが従業員、人数にカウントしない(大分)

【18】健康保険及び厚生年金保険の場合、加入者数が従業者数より少ない場合加入していると認められますか？

- | | |
|-----------|-------|
| イ. 全員加入 | 4.8% |
| ロ. 約70%以上 | 6.0% |
| ハ. 約50%以上 | 4.8% |
| ニ. 約30%以上 | 2.4% |
| ホ. その他 | 31.7% |

備考(その他)

- ・ 明確な基準がなく認められる場合が多い(岩手)
- ・ 加入者数=従業者数(山形、岡山、福岡)
- ・ 約70%以上の回答は80%以上(新潟)
- ・ 認められる(静岡、三重)
- ・ そこまでチェックしていない(岐阜、奈良、和歌山、広島)
- ・ 人数、金額の確認なし。加入かどうかだけ(大阪)
- ・ 技術者は全員加入(京都)
- ・ 全員が原則。そこまでチェックしていない(山口)
- ・ 人数によって異なる(愛媛)
- ・ 職員数と加入者数は関係ない(佐賀、大分)
- ・ 加入していないと職員としてみない(長崎)

【19】あなたの審査窓口では、賃金不払いの確認はどのようにされますか？

- | | |
|---------------|-------|
| イ. 申請者の自己申告のみ | 93.9% |
| ロ. その他 | 7.3% |

備考(その他)

- ・ 源泉徴収簿、税務申告書の附属明細(茨城)
- ・ 賃金台帳(新潟)
- ・ 総勘定元帳(滋賀)
- ・ 時々賃金台帳(岡山)
- ・ 時々賃金台帳の受領印(山口)

【20】あなたの審査窓口では、建退共の加入の確認はどのようにされますか？

- | | |
|-------------|-------|
| イ. 加入・履行証明書 | 96.3% |
| ロ. 契約者証 | 2.4% |
| ハ. 特になし | 2.4% |
| ニ. その他 | 2.4% |

備考(その他)

- ・ 証紙の貼付と手帳の更新(熊本)
- ・ 共済手帳(大分)

【21】どのくらい建退共の証紙が購入されていれば加入証明書が発行されますか？

- | | |
|-----------|-------|
| イ. 全額購入 | 21.9% |
| ロ. 約70%以上 | 4.8% |
| ハ. 約50%以上 | 9.7% |
| ニ. 約30%以上 | 6.0% |
| ホ. その他 | 51.2% |

備考(その他)

- ・ 特になし(北海道)
- ・ 加入者の70%以上(青森)
- ・ 手帳の更新(秋田)
- ・ 受払い簿の添付(岩手)
- ・ 最低一冊更新(福島)
- ・ 購入額が少ない理由を書き添える(新潟)
- ・ 土木完工高の1%、建築は0.4%購入(千葉)
- ・ 手帳の更新と購入実績(長野)
- ・ 少額でも可、明確・一律でない(静岡)
- ・ 一人以上の手帳更新(福井)
- ・ 官庁元請工事高(滋賀)
- ・ そこまでチェックしていない(奈良)
- ・ 完工高の約0.001%(三重)
- ・ 10日分くらい。又は購入額の制限なし(大阪)
- ・ 年に1回以上手帳更新(京都)
- ・ 明確な基準なし(兵庫)
- ・ 購入実績さえあれば良い(広島)
- ・ 完工高の0.002%、又は一人6万円以上(鳥取)
- ・ 過半数の更新と、購入。又は証紙受払い簿があればよい(山口)
- ・ 一人2万円以上(香川)
- ・ 不明(愛媛)
- ・ 購入していれば良い(高知)
- ・ 3ヶ月以内の購入と直近の受払い施工額(福岡)
- ・ 元請額以上の購入(佐賀)
- ・ 官庁元請全額、民間元請50%と加入者の半額(長崎)
- ・ 官庁元請全額。購入なしもOK?(熊本)
- ・ 大まかな確認のみ。一人は、公共工事全額購入(大分)
- ・ 今までは、土木0.35%、建築0.25%。今後は稼働日数全額(鹿児島)

【22】 あなたの審査窓口では、加入証明書の発行に際して、証明願以外にどのような書類を求めますか？

イ. 掛け金額収書	62.1%
ロ. 契約者証	31.7%
ハ. 手帳・証紙受け払い簿	63.4%
ニ. 特になし	18.2%
ホ. その他	7.3%

備考(その他)

- ・ 支払証明(新潟)
- ・ 財務諸表、工事種類別完成工事高表(埼玉)
- ・ 決算変更届(千葉)
- ・ 施工明細、手帳の更新(滋賀)
- ・ 手帳(大阪)
- ・ 様式3号(京都)

【23】 あなたの審査窓口では、退職一時金制度の確認はどのようにされますか？

① 就業規則による場合

イ.	就業規則（退職金規定を含む）の提示 <small>（但し労働者の多少に関わりなく必ず労働基準局への受付印のあるもの）</small>	48.7%
ロ.	就業規則（退職金規定を含む）の提示 <small>（但し労働者が常時10名未満の事業所については届出がなくても可）</small>	45.1%
ハ.	特になし	2.4%
ニ.	その他	2.4%

備考（その他）

- ・ 決算上の原資又は支払実績（香川、福岡）

【23】 あなたの審査窓口では、退職一時金制度の確認はどのようにされますか？

② 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度による場合

イ.	加入証明書	69.5%
ロ.	契約証書	10.9%
ハ.	加入証明書又は契約証書のいずれか	24.3%
ニ.	特になし	1.2%
ホ.	その他	9.7%

備考（その他）

- ・ 退職金支払い手帳（秋田）
- ・ 掛け金領収書（山形、福島）
- ・ 基準月の領収書（東京）
- ・ 中退共は、加入証明書。特退共は加入証明書と被共済者証（静岡）
- ・ 振替領収書（愛知）
- ・ 送付されるはがき。領収書（京都）
- ・ 加入者名簿（兵庫）
- ・ 加入証明又は基準日の領収書（山口）
- ・ 加入者名簿又は加入者証（熊本）

【23】 あなたの審査窓口では、退職一時金制度の確認はどのようにされますか？

③ 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度の場合、加入者数が従業者数より少ない場合加入していると認められますか？

イ.	全員加入	28.0%
ロ.	約70%以上	3.6%
ハ.	約50%以上	8.5%
ニ.	約30%以上	1.2%
ホ.	その他	45.1%

備考（その他）

- ・ 特になし（北海道）
- ・ 明確な基準なし（秋田）
- ・ 人数は問わない（福島、新潟、埼玉、千葉、神奈川、静岡、福井、奈良、大阪、京都、山口、福岡）
- ・ 少数でも認める（滋賀、三重、和歌山）
- ・ 確認しない。人数は問わない（広島）
- ・ 極端に少ないと認めない（鳥取）

【24】 あなたの審査窓口では、退職一時金の支給額が少なすぎる場合はどのようにされますか？

イ. 退職一時金制度ありとする	61.7%
ロ. 退職一時金制度なしとする	3.7%
ハ. ケースバイケース	19.7%
ニ. その他	2.4%

備考(その他)

- ・ 特になし(北海道)
- ・ 確認なし(福島)
- ・ 少ないことが問題となった話は聞かない(茨城)
- ・ 一応金額も見ている。極端な場合は認められない(千葉)
- ・ 干渉しない(滋賀)
- ・ 担当者の判断(高知)

【25】 あなたの審査窓口では、建退共と退職一時金が併用されている場合は、どのようにされますか？

イ. どちらか一方のみ認める	20.7%
ロ. どちらも認める	56.0%
ハ. ケースバイケース	9.7%
ニ. その他	0.0%

備考(その他)

- ・ 制度としてあればOK(埼玉)
- ・ 同一人が両制度の場合は指導(宮崎)

【26】 あなたの審査窓口では、退職一時金と企業年金制度が併用されている場合は、どのようにされますか？

イ. どちらか一方のみ認める	20.7%
ロ. どちらも認める	58.5%
ハ. ケースバイケース	10.9%
ニ. その他	0.0%

備考

【27】 あなたの審査窓口では、企業年金制度の確認はどのようにされますか？

① 厚生年金基金による場合

イ. 加入証明書	63.4%
ロ. 保険料領収書	15.8%
ハ. 加入証明書又は保険料領収書のいずれか	15.8%
ニ. 特になし	2.4%
ホ. その他	9.7%

備考(その他)

- ・ 社会保険標準報酬決定通知書、契約書(秋田)
- ・ 算定届(新潟)
- ・ 標準報酬決定通知書(埼玉、富山、宮崎)
- ・ 総勘定元帳で経費計上を確認(滋賀)
- ・ 標準報酬決定通知書、加入者も確認(兵庫)

【27】 あなたの審査窓口では、企業年金制度の確認はどのようにされますか？

② 適格退職年金契約による場合

イ. 契約書提示（又は写し添付）	69.5%
ロ. 証明書	32.9%
ハ. 特になし	1.2%
ニ. その他	6.0%

備考（その他）

- ・ 加入者一覧表（新潟）
- ・ 適格年金届でもOK（埼玉）
- ・ 協定書（静岡、福岡）
- ・ 総勘定元帳（滋賀）
- ・ 契約書原本（京都）
- ・ 加入者名のわかるもの（兵庫）
- ・ 契約書提示又は証明書（岡山）
- ・ 加入者名簿（熊本）

【28】 あなたの審査窓口では、法定外労災制度の確認はどのようにされますか？

イ. 加入証明書	46.3%
ロ. 保険証券	43.9%
ハ. 加入証明書又は保険証券のいずれか	30.4%
ニ. 特になし	3.6%
ホ. その他	6.0%

備考（その他）

- ・ 約款（埼玉、滋賀、大阪）
- ・ 領収書、約款、準記名は労災申告書（東京）
- ・ 両方。保険証券のみで必要事項が確認できれば加入証明書は不要（静岡）
- ・ 共済団は証明、民間は証券（三重、奈良）
- ・ 加入証明書、保険証券いずれかの場合は領収書（京都）

【29】 あなたの審査窓口では、法定外労災制度の確認で、準記名式普通傷害保険などに加入しているが、被保険者数が申請者の職員数より少ない場合どのようにされますか？

イ. 法定外労災制度ありとする	29.2%
ロ. 法定外労災制度なしとする	35.3%
ハ. ケースバイケース	21.9%
ニ. その他	1.2%

備考（その他）

- ・ そこまで確認しない（静岡）
- ・ 政府労災写し添付（大分）

【30】 あなたの審査窓口では、業務災害による死亡者及び負傷者数の確認はどのようにされますか？

- | | |
|----------------|-------|
| イ. 労働基準監督署への照会 | 7.3% |
| ロ. 申請者の自己申告のみ | 93.9% |
| ハ. その他 | 1.2% |

備考

【31】 あなたの審査窓口では、経理事務士等の確認はどのようにされますか？

- | | |
|-------------------|-------|
| イ. 合格証書提示（又は写し添付） | 97.5% |
| ロ. 特になし | 1.2% |
| ハ. その他 | 0.0% |

備考（その他）
・ 原本（京都）

【32】 あなたの審査窓口では、経理事務士等の在籍の確認はどのようにされますか？

- | | |
|-----------------------------|-------|
| イ. 健康保険証 | 23.4% |
| ロ. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 | 75.3% |
| ハ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書 | 37.0% |
| ニ. 賃金台帳 | 45.6% |
| ホ. 特になし | 7.4% |
| ヘ. その他 | 7.4% |

備考（その他）

- ・ 源泉徴収票、特別徴収票（青森）
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書があれば雇用保険被保険者資格取得確認通知書不要（秋田）
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得確認通知書ともに未加入の場合は源泉徴収簿（茨城）
- ・ 出勤簿（新潟、福岡）
- ・ 労働条件など証明書（埼玉）
- ・ 住民税特別徴収（神奈川）
- ・ 健康保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得確認通知書、賃金台帳のうちどれか（大阪、広島）

【33】 経審に添付する工事経歴書には、完成工事高に対してどの程度の記載を求められますか？

- | | |
|---------|-------|
| イ. 100% | 12.1% |
| ロ. 一定以上 | 79.2% |
| ハ. 特になし | 0.0% |
| ニ. その他 | 3.6% |

備考（その他）

- ・ 一式は300万円以上、他は100万円以上（秋田）
- ・ 1名は80%（神奈川）
- ・ 少額の場合は合算も可能（滋賀）
- ・ 一人70%以上（岡山）

- ・ 30件まで、31件目はその他で包括記載（広島）
- ・ 完工高によって異なる。20件又は70%（山口）
- ・ 200万円以上すべて（宮崎）

【34】 あなたの審査窓口では、工事経歴について裏付け資料は求められますか？

イ. 求められない	38.7%
ロ. 契約書の提示	56.2%
ハ. 工事台帳の提示	18.7%
ニ. その他の資料を求められる	11.2%

備考（その他）

- ・ 請書、注文書、請求書（北海道）
- ・ 注文書、請求書（青森、富山、和歌山）
- ・ 注文書（秋田）
- ・ 領収書（栃木）
- ・ 注文書、請求書、請書、内訳書（神奈川）
- ・ 受付後別途指定されて調査あり（数%）（広島）
- ・ 契約書がない場合請求書（鳥取）
- ・ なくてもいい場合もある（山口）
- ・ 発注証明書（香川）
- ・ 発注証明書でもよい（徳島）
- ・ 注文書、領収書、見積書、請求書で代用可（福岡）

【35】 経営状況分析申請について、申請書、財務書表以外に添付書類として必要なものを具体的に上げてください。但し、証券取引法の規定による有価証券報告書を提出しなければならない申請者以外のケースでお答えください。

① 法人の場合

イ. 税務申告書別表11（1）	75.6%
ロ. 借入残高証明書	69.5%
ハ. 税務申告書全ての写	10.9%
ニ. その他	34.1%

備考（その他）

- ・ 別表16（1）（2）（北海道）
- ・ 減価償却明細（秋田、山形、福島、栃木、新潟、長野、愛知、富山、石川、広島、鳥取、徳島、福岡）
- ・ 別表11がない場合は借入残高証明書（岩手）
- ・ 借入金内訳明細書（宮城）
- ・ 許可通知書。借入残高証明書は、税務申告書別表11（1）がない場合のみ（茨城）
- ・ 減価償却明細、借入金明細（埼玉）
- ・ 別表5-2、消費税申告書（千葉）
- ・ 「又は」と「減価償却明細」（静岡、岐阜、山口）
- ・ 減価償却明細、税務申告書別表11（1）がない場合は借入残高証明書（滋賀）
- ・ 決算変更表紙（大阪、佐賀）
- ・ 税務申告書別表11（1）又は借入残高証明（京都、香川、大分）
- ・ 税務申告書別表11（1）又は借入残高証明とその他は減価償却明細（兵庫）
- ・ 減価償却明細、決算変更表紙（長崎）

【35】 経営状況分析申請について、申請書、財務書表以外に添付書類として必要なものを具体的に上げてください。但し、証券取引法の規定による有価証券報告書を提出しなければならない申請者以外のケースでお答えください。

③ 前記の税務申告書別表11(1)、借入残高証明書は割引手形がない場合にも添付を求められますか。

- | | |
|-----------|-------|
| イ. 求められる | 68.2% |
| ロ. 求められない | 24.3% |

備考(その他)

- ・ 自己証明(佐賀)

【35】 経営状況分析申請について、申請書、財務書表以外に添付書類として必要なものを具体的に上げてください。但し、証券取引法の規定による有価証券報告書を提出しなければならない申請者以外のケースでお答えください。

④ 個人の場合

- | | |
|---------------------------|-------|
| イ. 青色申告書・決算書又は白色申告書・収支内訳書 | 57.3% |
| ロ. 借入残高証明書 | 75.6% |
| ハ. その他 | 2.4% |

備考(その他)

- ・ 減価償却明細(新潟、和歌山)
- ・ 完工原価の労務外注費の額を付表で添付(滋賀)
- ・ 減価償却実施額と手形割引額の記載を求める(京都)
- ・ 割引手形も借入金もない場合は申立書(広島)

